

## 2. 対象事業の名称、目的及び内容

### 2.1 対象事業の名称

泉佐野市田尻町清掃施設組合新ごみ処理施設整備事業

### 2.2 対象事業の目的

泉佐野市田尻町清掃施設組合（以下「本組合」という。）では、田尻町嘉祥寺の泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所において、泉佐野市及び田尻町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、処理能力については、焼却施設が 240t/日、破碎施設が 50t/日である。

また、熊取町では、熊取町大字久保の熊取町環境センターにおいて、熊取町で発生する一般廃棄物の中間処理を行っており、処理能力については、焼却施設が 61.5t/日、粗大ごみ処理施設が 16t/日である。

本組合の焼却施設は、昭和 61 年 4 月の稼働開始から既に 35 年が経過し、熊取町の焼却施設についても、平成 4 年 4 月の稼働開始から既に 29 年が経過しており、補修・改良工事を行っているものの、いずれも老朽化・陳腐化が進んでおり、施設の更新が急務となっている。

このような状況のもと、本組合及び熊取町では、将来的に本組合に熊取町が一部事務組合の構成員として参画し、1 市 2 町（以下、「3 市町」という。）で広域的なごみの中間処理を行うべく、新たなごみ処理施設の整備に向けて、これまでごみ処理計画の見直し、候補地選定、基本構想策定等を進めてきた。新たなごみ処理施設は、焼却施設（エネルギー回収推進施設）及び破碎・選別施設（マテリアルリサイクル推進施設）を備える施設とし、令和 12 年度の稼働を目指し整備を行うものである。

## 2.3 対象事業の内容

### 2.3.1 事業の概要

事業計画の概要は表 2.3.1 に示すとおりであり、対象事業実施区域の位置は図 2.3.1、図 2.3.2 (1) 及び (2) に示すとおり、泉佐野市中央部に位置する。

表 2.3.1 事業計画の概要

項目	内容
施設内容及び規模	エネルギー回収推進施設（焼却施設）：240t/日（120t/24h×2 炉） マテリアルリサイクル推進施設（破碎・選別施設）：30t/日 ストックヤード：450 m <sup>2</sup>
対象事業実施区域の位置	泉佐野市日根野地内及び上之郷地内
敷地面積	約 5.6ha(図 2.3.5 参照)
緑化計画	敷地面積約 5.6ha のうち、法面部分は在来種を主体とする低木等を用いた植栽を行い、適正に緑化率を確保する予定。

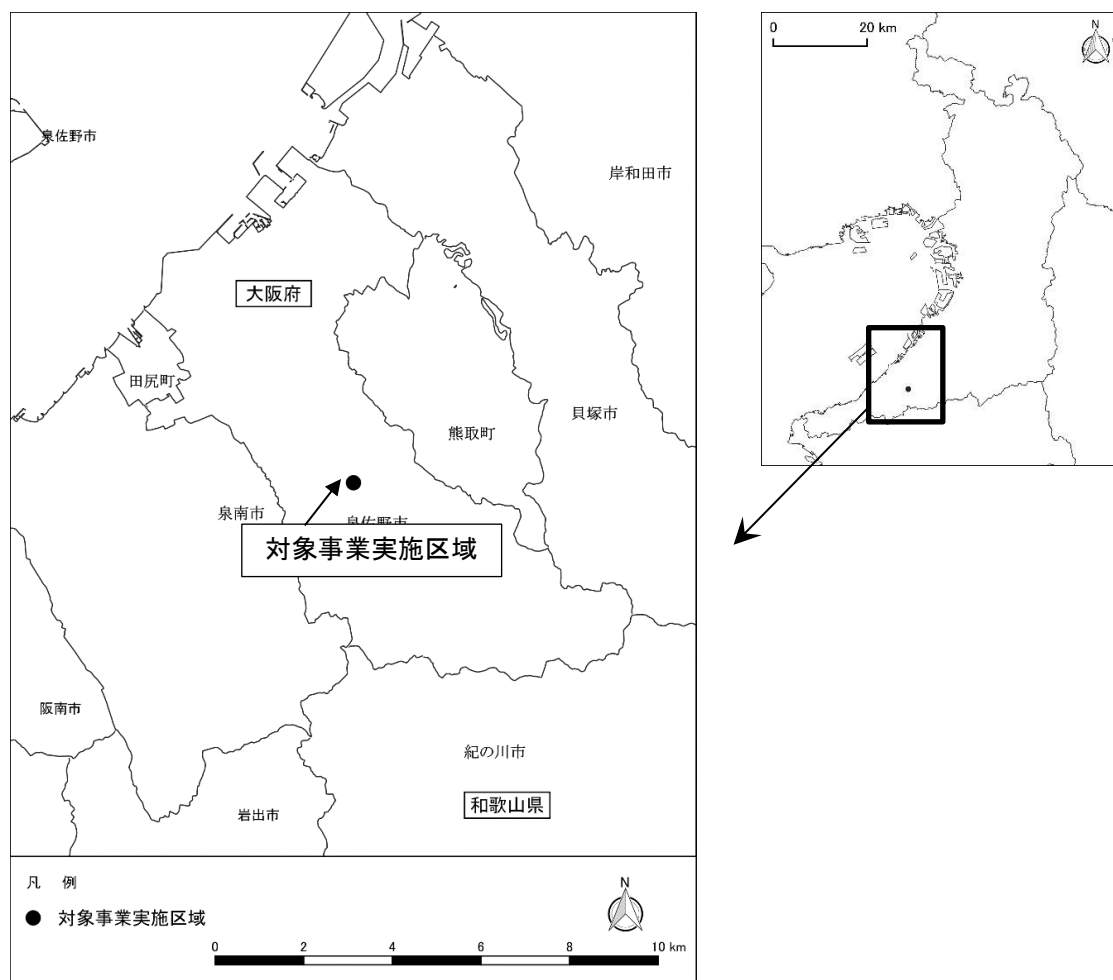


図 2.3.1 対象事業実施区域の位置（広域）

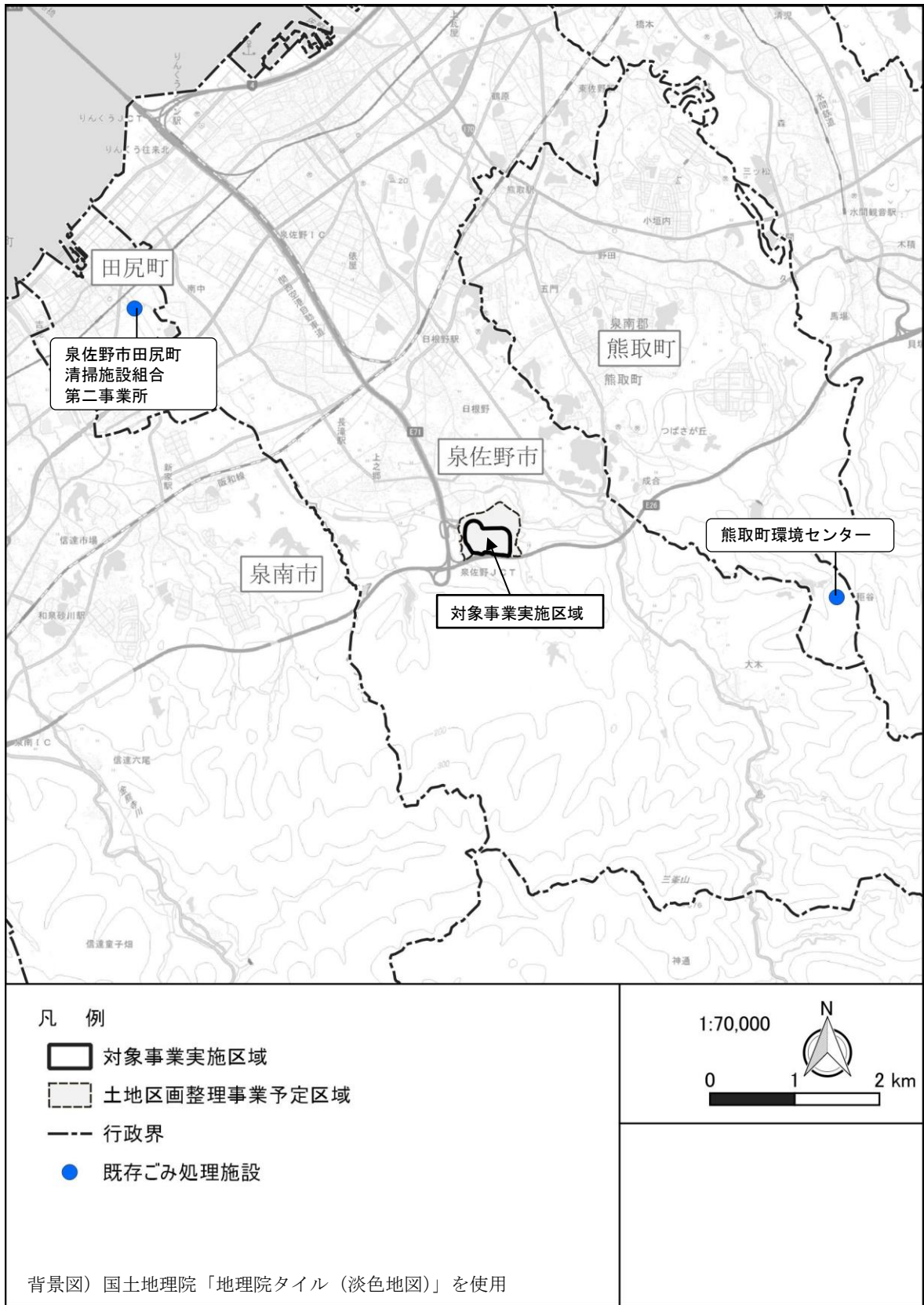


図 2.3.2(1) 対象事業実施区域の位置

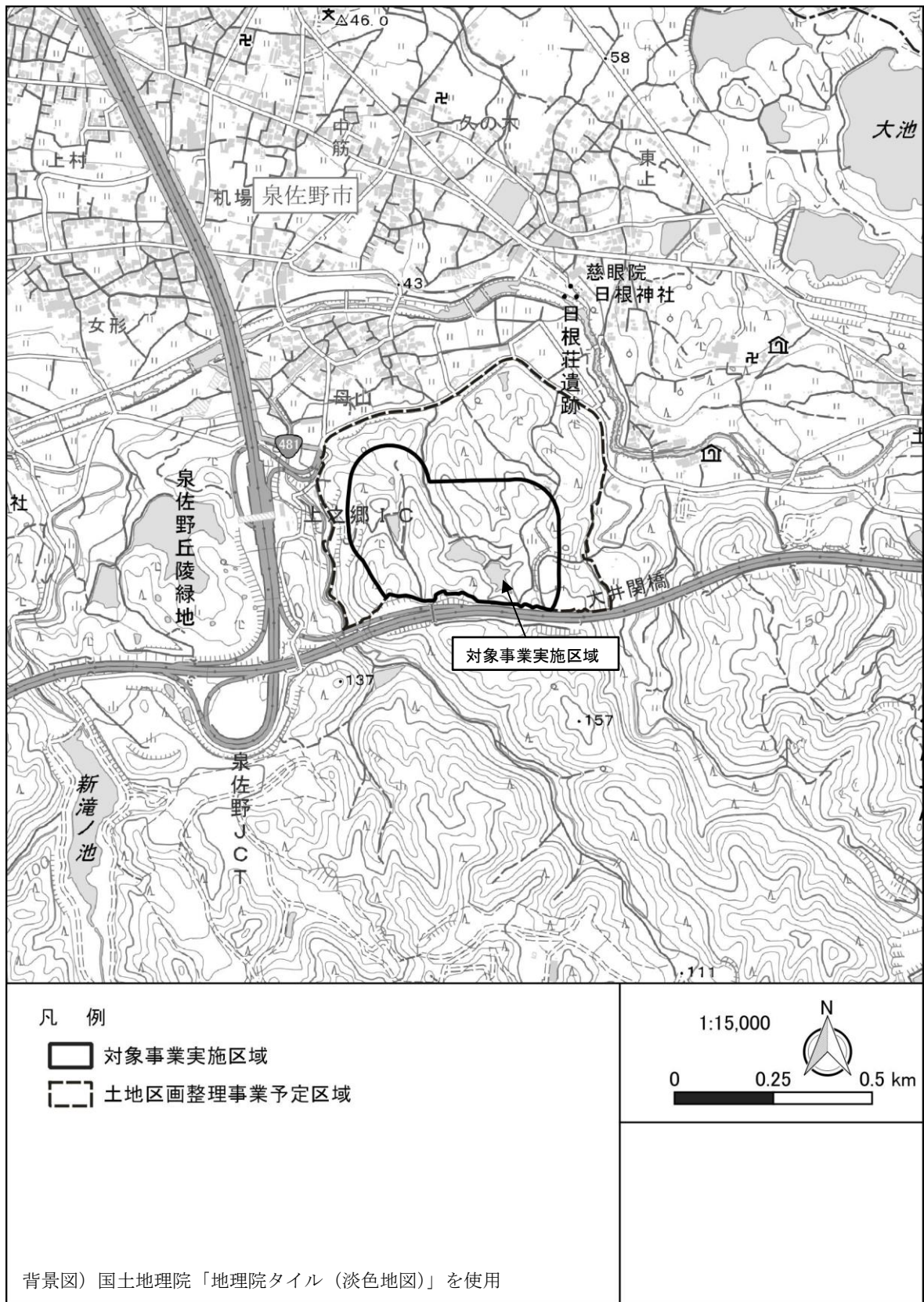
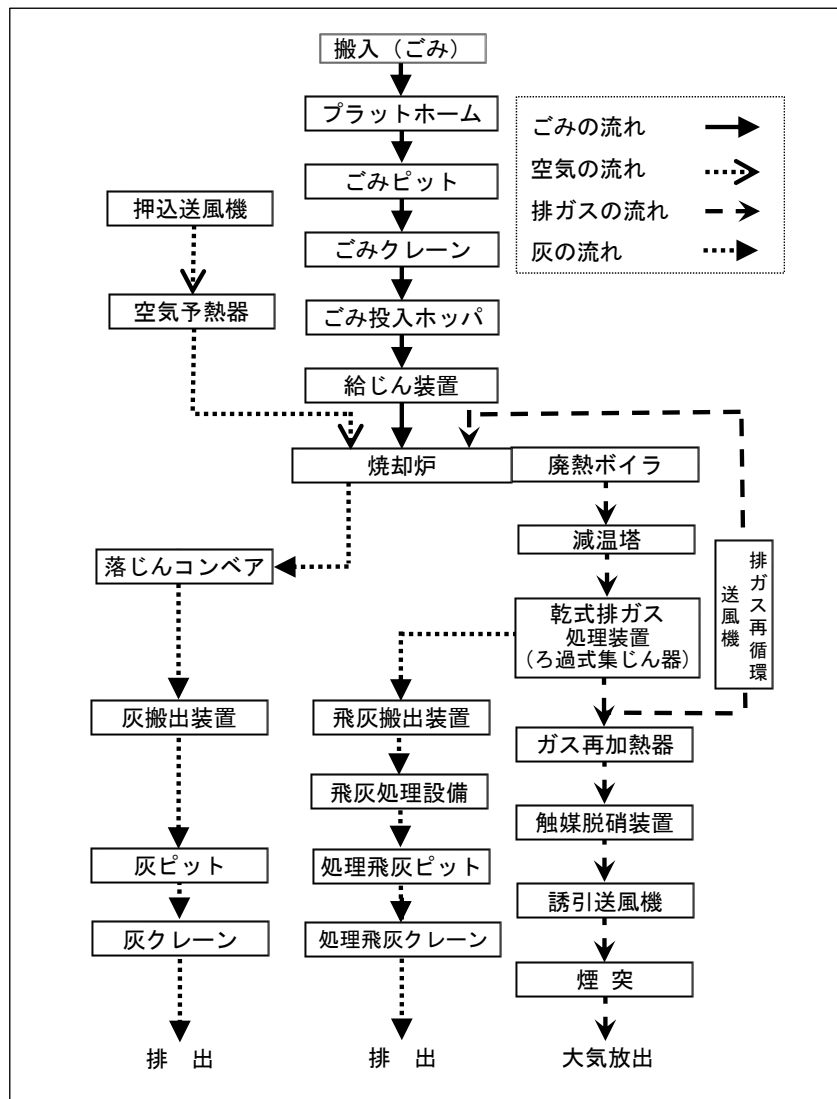


図 2.3.2(2) 対象事業実施区域の位置 (詳細図)

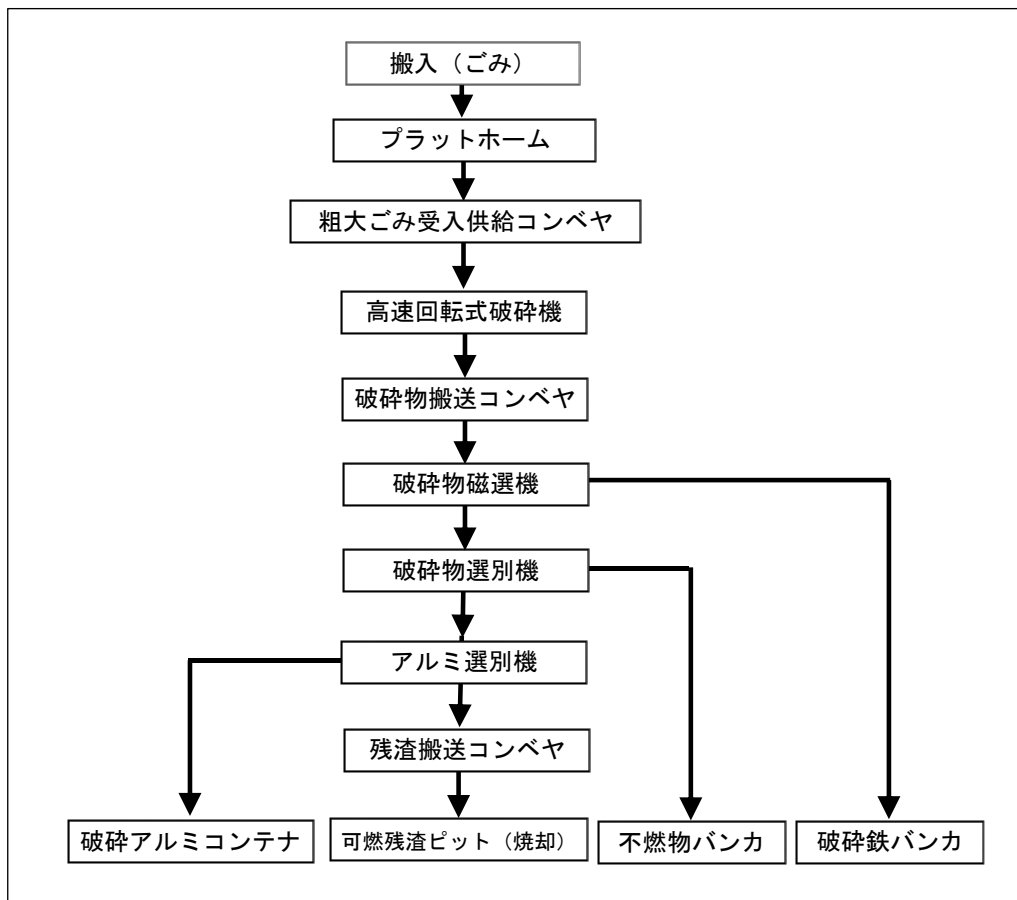
エネルギー回収推進施設の処理フローを図 2.3.3 に示す。



備考) 今後の施設基本設計により詳細を決定する予定である。

図 2.3.3 エネルギー回収推進施設における処理フロー (例示)

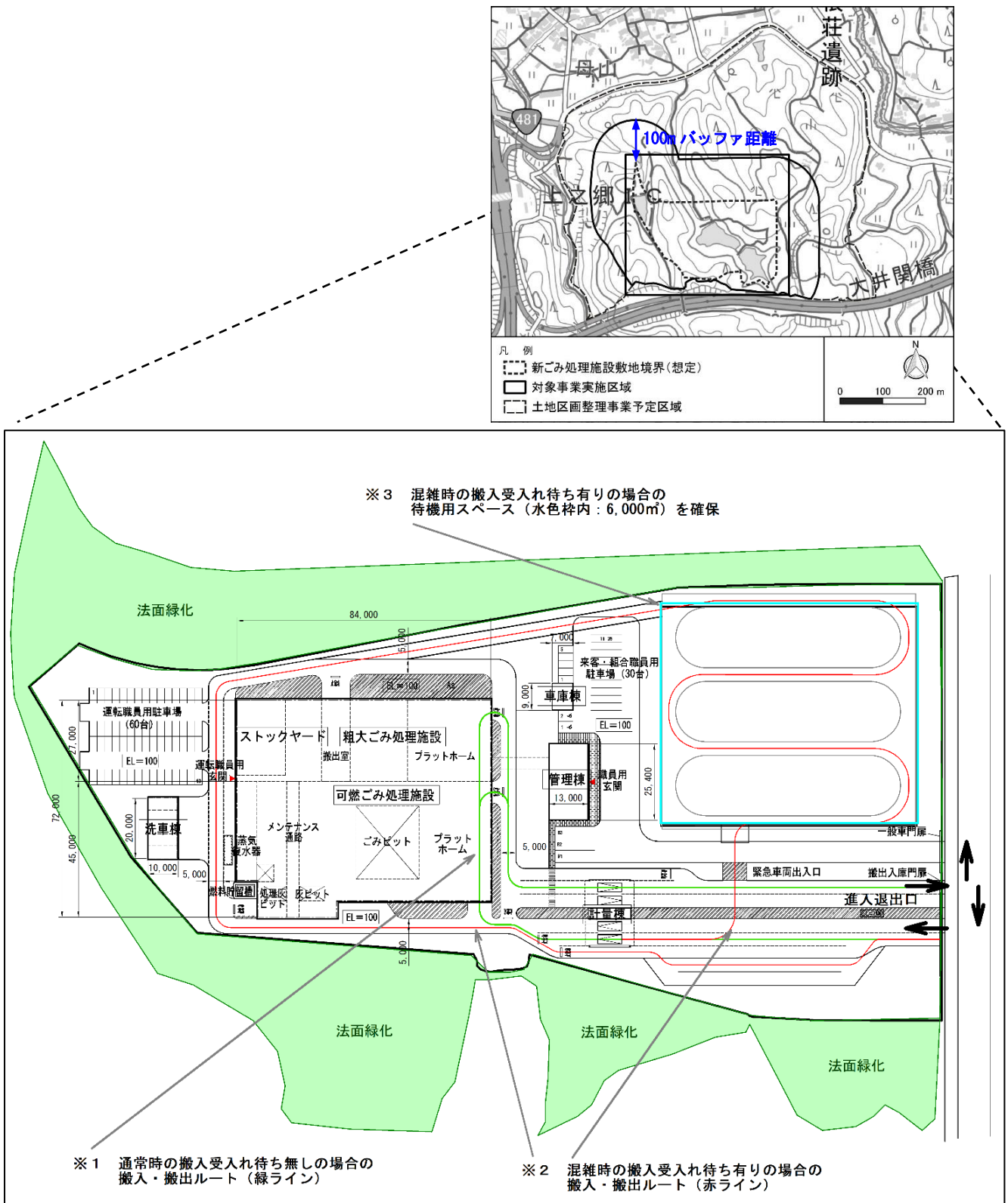
マテリアルリサイクル推進施設における処理フローを図 2.3.4 に示す。



備考) 今後の施設基本設計により詳細を決定する予定である。

図 2.3.4 マテリアルリサイクル推進施設における処理フロー (例示)

次に施設配置計画（案）を図 2.3.5に示す。



備考) 今後の施設基本設計により詳細を決定する予定である。

前出の表2.3.1の5.6haは図中の法面緑化部分を含む面積である。

出典: 「新ごみ処理施設整備事業に係る施設整備基本計画策定(2年目)業務報告書」(令和3年3月、泉佐野市田尻町清掃施設組合 株式会社建設技術研究所)

図 2.3.5 施設配置計画(案)

## 2.3.2 現在のごみ処理状況及び施設位置選定の経緯

### (1) ごみ処理の状況

泉佐野市田尻町清掃施設組合及び熊取町では、現在、泉佐野市及び田尻町から発生する一般廃棄物を田尻町嘉祥寺にある泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所(焼却処理能力：240t/日)にて、熊取町から発生する一般廃棄物を熊取町大字久保にある熊取町環境センター(焼却処理能力：61.5t/日)にて、それぞれ処理を行っている状況である。

表 2.3.2 に 3 市町における現在の施設の概要を示す。

表 2.3.2 3 市町における一般廃棄物処理施設の概要

名称	泉佐野市田尻町清掃施設組合 第二事業所	熊取町環境センター
所在地	田尻町嘉祥寺 290 番地 1	熊取町大字久保 2983 番地 1
施設	焼却施設 破砕施設 (ストックヤード、不燃物残さ選別施設を含む。)	焼却施設 粗大ごみ処理施設 選別施設 ストックヤード施設
稼働開始	焼却施設：昭和 61 年 4 月 破砕施設：昭和 58 年 4 月	全施設：平成 4 年 4 月
処理方式	焼却施設：全連続燃焼式ストーカ式 破砕施設 形式：横軸回転式 選別方式：鉄分、不燃分、可燃分 (機械選別)	焼却施設：全連続燃焼式流動床炉 粗大ごみ処理施設：破砕・圧縮併用処理 選別施設：鉄分磁選機、アルミ選別機
処理能力	焼却施設：240t/日 (80t/24h × 3 炉) 破砕施設：50t/日 (50t/5h)	焼却施設：61.5t/日 (61.5t/24h × 1 炉) 粗大ごみ処理施設：16t/日 (16t/5h) 選別施設：鉄分磁選機：4.5t/日 (4.5t/5h) アルミ選別機：2.5t/日 (2.5t/5h)



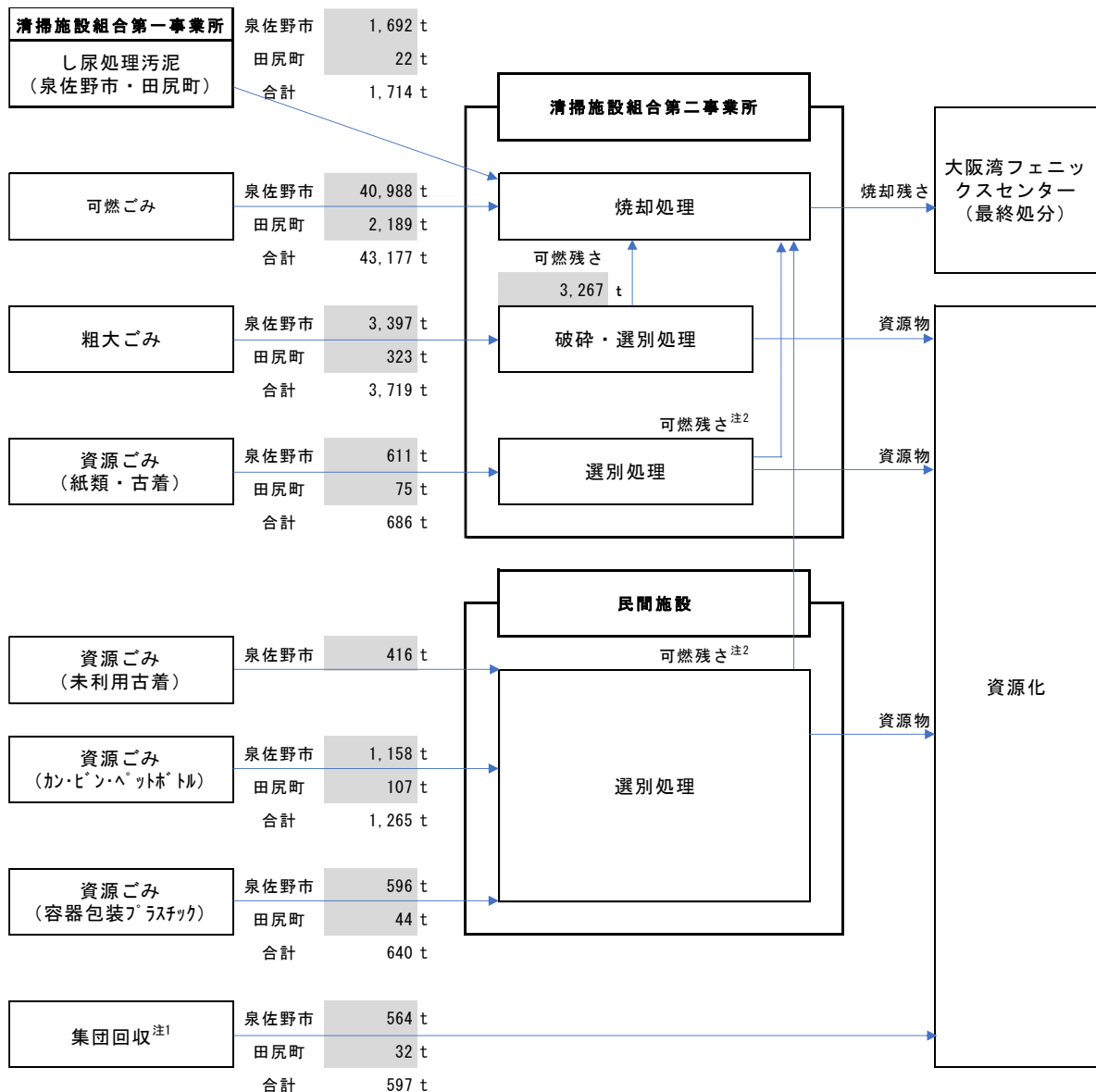
(2) 現状のごみ処理フロー

1) 泉佐野市及び田尻町

図 2.3.6 に、泉佐野市及び田尻町における現在のごみ処理フローを示す。

泉佐野市及び田尻町のごみは、可燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみの 3 種に大別される。泉佐野市及び田尻町において排出された可燃ごみ、粗大ごみ及び紙類・古着は、種別ごとに収集され泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所で中間処理される。未利用古着、カン・ビン・ペットボトル、容器包装プラスチックは、民間の中間処理施設にて資源化され、処理後の残さは大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）で最終処分される。

なお、泉佐野市及び田尻町のうち、独自で一般廃棄物処理施設を有し事業系一般廃棄物の処理を行っている関西国際空港エリアにおける処理については、対象としていない。



注1) 泉佐野市：紙類・金属類、その他布類、田尻町：牛乳パック、ペットボトル

注2) 選別処理後の可燃残さの合計量は、256t である。

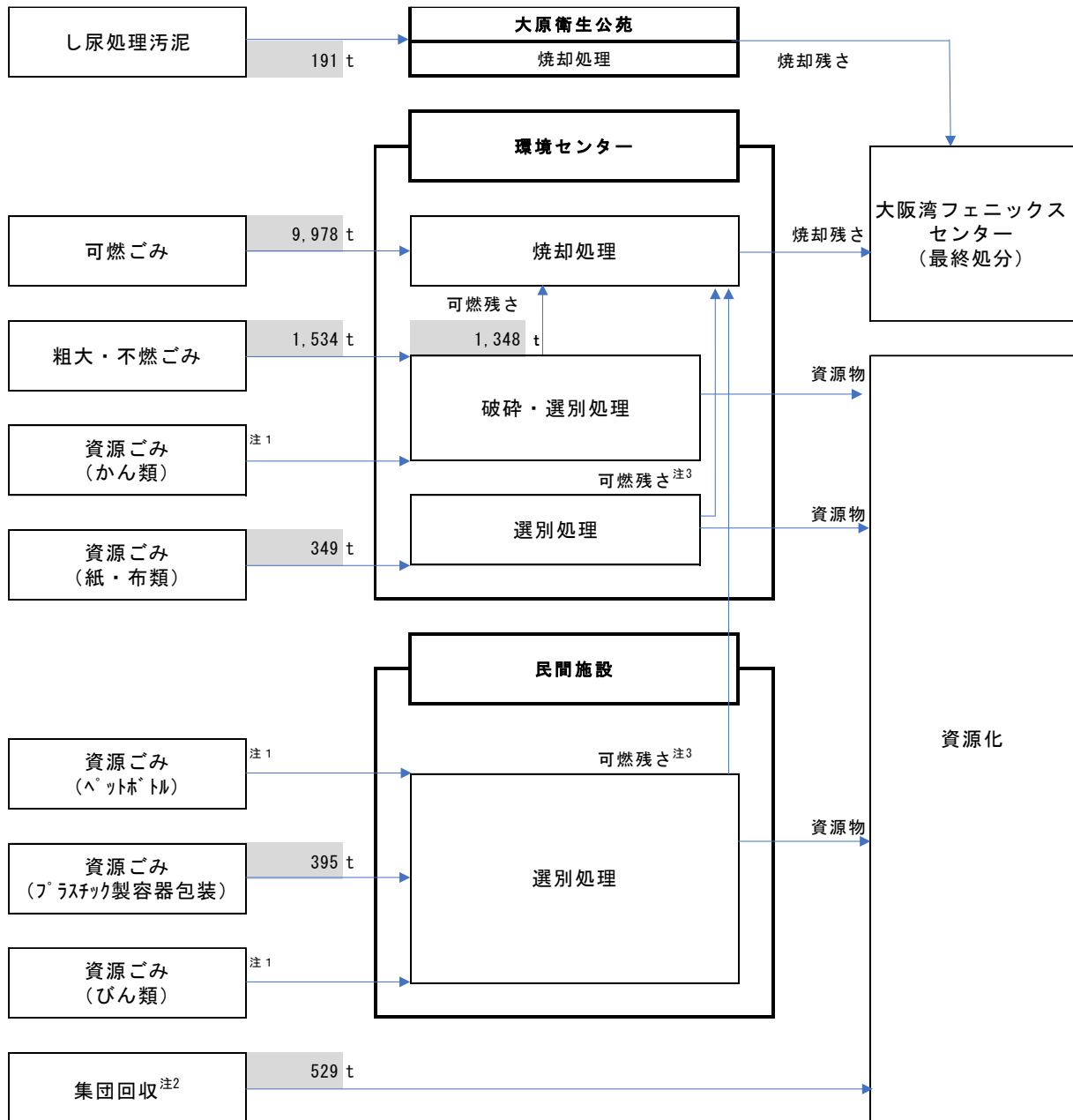
備考) 端数処理の関係から合計値が合わない場合がある。

図 2.3.6 泉佐野市及び田尻町におけるごみ処理フロー（令和元年度）

## 2) 熊取町

図 2.3.7 に、熊取町における現在のごみ処理フローを示す。

熊取町において排出された可燃ごみ、粗大・不燃ごみ、かん類及び紙・布類は、種別ごとに収集され、環境センターで中間処理される。ペットボトル、プラスチック製容器包装、びん類については、民間の選別施設にて資源化される。中間処理後の残さは、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において最終処分される。



注1) かん類・ペットボトル・びん類の総排出量は479tである。

注2) 紙類、古着、アルミ缶等

注3) 熊取町の可燃残さ量について実績値を把握できていないため3市町のごみ量を基に推定している。推定の結果、選別処理後の可燃残さの合計量は104tとした。

備考) 端数処理の関係から合計値が合わない場合がある。

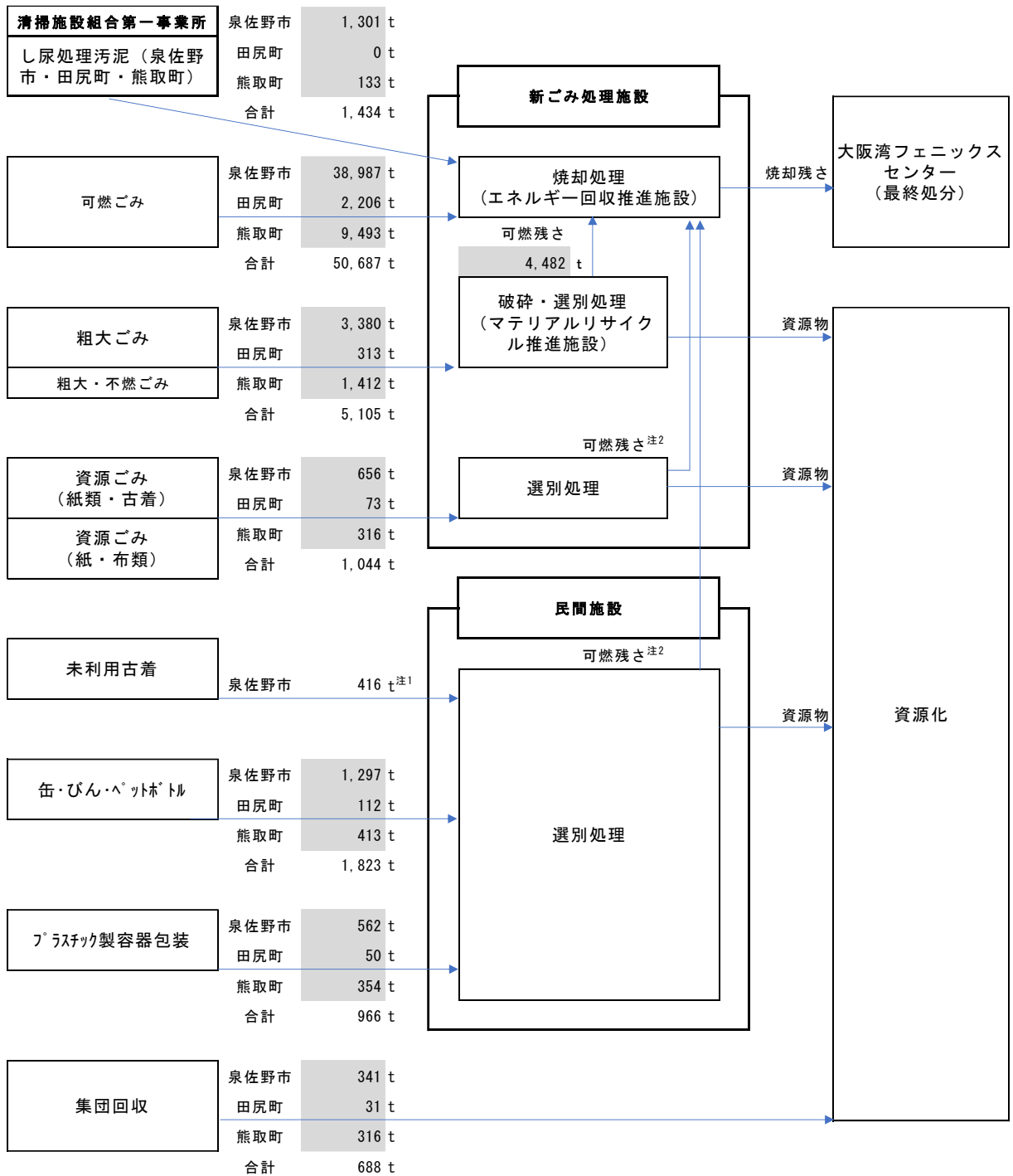
図 2.3.7 熊取町におけるごみ処理フロー（令和元年度）

### (3) 将来のごみ処理フロー

図 2.3.8 に、3 市町における将来のごみ処理フローを示す。

図 2.3.6 に示す組合の現状の処理の流れを踏襲し、3 市町において排出された可燃ごみ、粗大・不燃ごみ及び紙・布類は、種別ごとに収集され、新ごみ処理施設で中間処理される予定である。缶、びん、ペットボトル及びプラスチック製容器包装については、民間の選別施設にて資源化され、中間処理後の残さについては、大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックスセンター）において最終処分される予定である。また、泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所では泉佐野市及び田尻町のし尿処理を行っており、し尿処理汚泥の焼却を泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所で行っている。泉佐野市田尻町清掃施設組合第一事業所で令和 3 年度より熊取町分のし尿を事務の委託により受入れることに伴い、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所において 3 市町のし尿処理汚泥処理を実施している。将来のごみ処理フローは、今後の施設基本設計により詳細を決定する予定である。

なお、将来のごみ処理量については、3 市町における過去のごみ排出量実績値（平成 26 年度から令和元年度）をもとに 1 人 1 日当たりの排出量を推計式により算出し、これに将来予測人口を乗じることで算出した。



注1) 未使用古着の収集は泉佐野市のみで実施しており、総排出量は令和元年実績より 416t とした。

注2) 選別処理後の可燃残さ量の合計は令和 12 年度予測値より 361t とした。(表 2.3.13 参照)

備考) 端数処理の関係から合計値が合わない場合がある。

図 2.3.8 3 市町における将来 (令和 12 年度時点) のごみ処理フロー

#### (4) 施設位置選定の経緯

現在稼働中のごみ処理施設は、泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所が昭和 61 年に、熊取町が平成 4 年に焼却施設が供用開始し、両施設ともに老朽化が進行していることから、早急な新ごみ処理施設の整備が必要となっている。両既存ごみ処理施設においては、今後の延命化を含めた稼働可能期間（各施設において令和 11 年度（2029 年度）時点で泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所においては稼働後 43 年、熊取町においては稼働後 37 年となる）を勘案して、新ごみ処理施設の供用開始を令和 12 年度（2030 年度）の目標とした。

また、新ごみ処理施設の建設予定地の選定に当たっては、平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月に泉佐野市田尻町清掃施設組合で実施した「次期ごみ処理施設整備事業に伴う立地アセスメント」により、まず、ごみ搬出市町区域の中から①法規制により立地が不可能なエリア、②社会通念上、施設の立地に理解が得られないエリア、③地形・地理的条件から立地が好ましくないエリア、④生活環境保全上、立地が好ましくないエリアを非適地エリアとして選定し、その非適地エリアを除く範囲の地域から、①地理的条件（敷地面積、地形特性）、②土地利用の状況（住宅の密集地域でないこと）、③周辺環境（周辺に保全対象となる施設がないこと）、④周辺道路の状況を抽出条件として、10ヶ所のごみ処理施設の建設候補地の 1 次選定を行った。

その後、1 次選定を行った建設候補地より 2 次選定として①地理的条件（敷地面積、地形特性）、②土地利用条件（現状における土地利用の状況）、③用役要件（用水利用）、④周辺環境（周辺民家の状況、公共施設等の状況、水道水源の分布）、⑤周辺道路（取付道路の施工性、取付道路の延長）、⑥その他（法規制の状況、土地取得の実現性）において条件調査を行い、実現性の高い 4ヶ所を候補地として絞り込みを行った。

その 4ヶ所の候補地において 2 次選定を行った項目に①活断層の状況、②概算工事費用、③収集運搬の効率、④拡張性（災害廃棄物の受入れ）を検討項目に加え、絞り込みを行った 4ヶ所の候補地に対し優先順位を付け、表 2.3.3 に示す 3 次選定評価一覧のとおり「上之郷」が第 1 候補地となり、「りんくう往来北」が第 2 候補地となった。

その後、第 1 候補地である「上之郷」を含む旧泉佐野コスモポリス計画用地に泉佐野市による土地区画整理事業が実施されることとなり、土地区画整理事業において整備される事業予定地の中から、周辺環境及び概算工事費等を考慮し、住民の意見を反映した上で今回の事業予定地（泉佐野市内の「日根野地内及び上之郷地内」）が新たに選定されることとなった。

また、泉佐野市は、ごみ処理の広域化に向けて、同じようにごみ処理施設が老朽化している熊取町に対して、平成 26 年度より新ごみ処理施設への参画の打診を行ってきた結果、平成 30 年 2 月に、今後、ごみ処理施設の長寿命化・延命化を図りながら 1 町単独でごみ処理を行っていくよりも、ごみ処理の広域化により集約化を図ることで、財政的な負担の軽減の観点からもメリットがあることから、熊取町の新ごみ処理施設への参画が正式に表明されたことにより、3 市町による新ごみ処理施設の建設を本格的に推進することとなった。

その後、組合においては、施設の建設に当たり「周辺環境にやさしい施設」、「ごみのもつエネルギーを最大限活用する施設」及び「経済性に優れた施設」等を目標とし、平成 31

年3月に「新ごみ処理施設整備基本構想」の策定を行い、さらに令和3年3月には、施設の基本的な方針や内容をより具体的に取りまとめた「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定している。

今回の環境影響評価方法書の作成に当たっては、現在のところ土地区画整理事業地内での細かな区画割が行われていないため、事業予定地の周囲100mをバッファとして環境影響評価を行う際の事業計画地の範囲として設定した（図2.3.5参照）。

表 2.3.3 三次選定評価一覧

位 置		りんくう往来北	上之郷・日根野	日根野	上之郷
施設諸元	処 理 方 式	ストーカ等			
	施設規模 <sup>注2)</sup>	焼却施設 235t/日・破碎施設 23t/5h			
地理条件	敷 地 面 積	△	○	◎	◎
	地 形 特 性	◎	◎	△	○
土地利用		○	○	◎	◎
用役条件	用 水 利 用	◎	○	△	○
周辺環境	周辺民家等	△	△	○	○
	公共施設等	△	◎	△	◎
	水道水源の分布	◎	◎	△	◎
周辺道路	取付道路の施工性、取付道路延長	△	○	△	◎
その他	その他の法規制	◎	△	○	△
	活断層等	◎	◎	◎	◎
	土地取得の実現性	○	△	◎	◎
	造成工事の施工性	◎	○	△	○
概算工事費		◎	○	○	○
収集運搬効率		○	◎	△	○
拡張性		△	△	△	◎
総合順位 <sup>注1)</sup>		2	3	4	1

注1) ◎3点、○2点、△1点として採点した結果から総合順位を定めた。

注2) 施設諸元の施設規模は、建設予定地の検討時点での計画規模である。

#### (5) 土地区画整理事業

泉佐野市が実施する土地区画整理事業は、泉佐野市の新たな産業拠点を形成し、以って地域経済の活性化を図り、持続可能なまちづくりを進めることを目的として、令和8年度の使用収益開始を目指し実施する事業である。

事業用地は、以前に大阪府において産業集積化が計画された旧コスモポリス用地の未整備部分 36.5ha を予定しているが、これは、泉佐野市において現在インバウンドを中心に観光産業を主要とした地域振興施策を進めているなか、関西国際空港に直結している二次交通網が整備されるなど立地の優位性が注目され、近年、産業用としての需要が高まってきていることによる。なお、土地区画整理事業における事業予定は、表 2.3.4 に示す。

また、事業を実施するにあたり、土地区画整理事業は、環境影響評価法及び大阪府環境影響評価条例における環境影響評価の対象事業とはならないが、事業予定地の中には、森林等が存在していることから、後に実施される新ごみ処理施設における環境影響評価と連携をとりながら、泉佐野市において独自の環境調査を実施し、その結果に基づき可能な範囲において環境配慮を行っていくこととしている。

表 2.3.4 土地区画整理事業における事業予定

工事等／時期	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
造成工事	■■■■				
使用収益開始				■■■■	

### 2.3.3 事業計画

#### (1) 施設計画策定の経緯

##### 1) 泉佐野市田尻町清掃施設組合

泉佐野市田尻町清掃施設組合では、平成30年3月に泉佐野市及び田尻町において策定された一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を受けて、「泉佐野市田尻町清掃施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」として取りまとめた。

また、平成31年3月には、新ごみ処理施設の整備に関する基本的な方針を定めた「新ごみ処理施設整備基本構想（泉佐野市、田尻町、熊取町）」を策定した。

令和3年3月には、ごみ処理方式等を定めた「新ごみ処理施設整備基本計画（泉佐野市、田尻町、熊取町）」を策定した。

令和4年3月には新ごみ処理施設の施設諸元を詳細に定めた新ごみ処理施設基本設計を策定する予定である。

##### a) ごみ減量等に係る目標

泉佐野市、田尻町及び泉佐野市田尻町清掃施設組合では、以下に示すとおり、ごみ減量等に関する目標を定めている。

- 直接搬入量を平成24年度実績から10年間で20%削減する。
- 家庭系可燃ごみ（収集）に混入されている資源ごみを平成24年度実績から10年間で10%削減し資源化する。

「泉佐野市田尻町清掃施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成30年2月

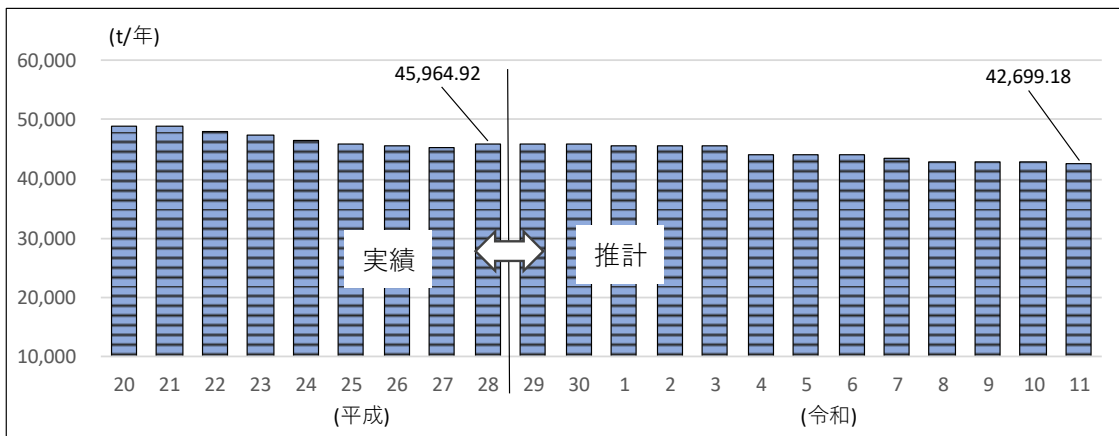
##### b) 目標達成時のごみ排出量及び処理量

図 2.3.9 及び図 2.3.10 に泉佐野市と田尻町におけるごみ排出量及び処理量の目標推計値を示す。



[泉佐野市のごみ排出量及び処理量の見込み（目標推計）]

	単位	実績	予測（目標推計）			
		H28	R4	R7	R11	
行政区域内人口	(人)	100,767	99,130	98,013	96,121	
収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	30,198.99	29,378.34	28,837.30	27,979.27
	資源ごみ	(t/年)	2,688.28	3,506.07	3,851.15	4,263.08
	粗大ごみ	(t/年)	620.65	592.67	577.40	555.73
	計	(t/年)	33,507.92	33,477.08	33,265.85	32,798.08
一般搬入ごみ	可燃ごみ	(t/年)	10,241.55	8,654.84	8,557.32	8,392.13
	資源ごみ	(t/年)	18.68	18.45	18.25	17.89
	粗大ごみ	(t/年)	1,448.75	1,097.05	979.16	855.00
	計	(t/年)	11,708.98	9,770.34	9,554.73	9,265.02
集団回収を除く合計	(t/年)	45,216.90	43,247.42	42,820.58	42,063.10	
集団回収	(t/年)	748.02	699.04	672.92	636.08	
総排出量	(t/年)	45,964.92	43,946.46	43,493.50	42,699.18	
[対H28排出量比]	(%)	100.0%	95.6%	94.6%	92.9%	



[泉佐野市のごみ排出量の推移（目標推計）]

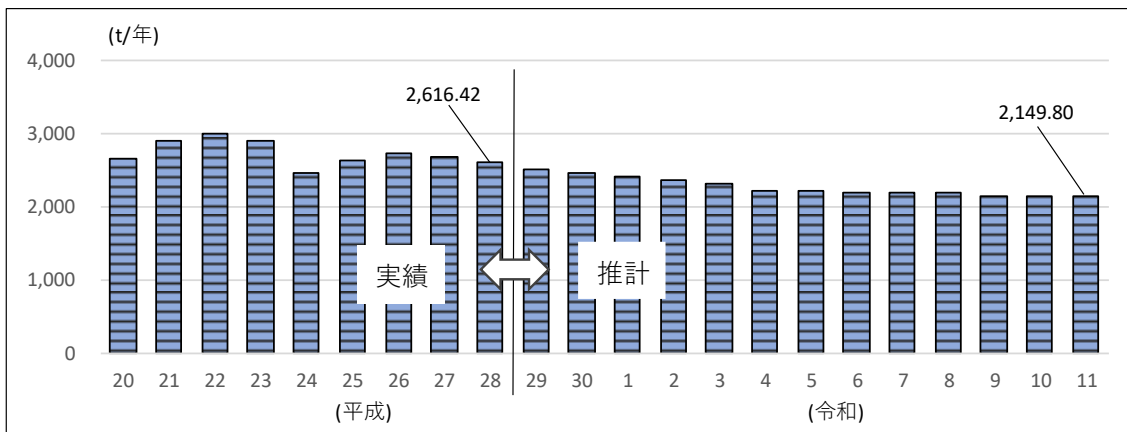
備考) 平成 28 年度を実績最新年度とした予測（目標推計）であることから、直近の実績を踏まえた施設整備基本計画における検討結果としての図 2.3.8 に示すごみ処理フローの数値とは異なる。

出典：「泉佐野市田尻町清掃施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成 30 年 2 月

図 2.3.9 目標達成時のごみ排出量及び処理量（泉佐野市）

〔田尻町のごみ排出量及び処理量の見込み（目標推計）〕

	単位	実績	予測（目標推計）			
		H28	R4	R7	R11	
行政区域内人口	(人)	8,528	8,289	8,188	8,040	
収集ごみ	可燃ごみ	(t/年)	1,597.48	1,510.89	1,487.37	1,455.11
	資源ごみ	(t/年)	206.38	231.82	231.41	230.40
	粗大ごみ	(t/年)	22.14	21.51	21.25	20.87
	計	(t/年)	1,826.00	1,764.22	1,740.03	1,706.38
一般搬入ごみ	可燃ごみ	(t/年)	536.06	209.94	207.38	203.63
	資源ごみ	(t/年)	3.20	3.08	3.04	3.00
	粗大ごみ	(t/年)	249.49	242.50	239.54	235.21
	計	(t/年)	788.75	455.52	449.96	441.84
集団回収を除く合計	(t/年)	2,614.75	2,219.74	2,189.99	2,148.22	
集団回収	(t/年)	1.67	1.63	1.61	1.58	
総排出量	(t/年)	2,616.42	2,221.37	2,191.60	2,149.80	
[対H28排出量比]	(%)	100.0%	84.9%	83.8%	82.2%	



〔田尻町のごみ排出量の推移（目標推計）〕

備考) 平成28年度を実績最新年度とした予測（目標推計）であることから、直近の実績を踏まえた施設整備基本計画における検討結果としての図 2.3.8 に示すごみ処理フローの数値とは異なる。

出典：「泉佐野市田尻町清掃施設組合一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」平成30年2月

図 2.3.10 目標達成時のごみ排出量及び処理量（田尻町）

## 2) 熊取町

熊取町は平成31年3月に「第2期 熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）」を策定した。

同計画内において、ごみ処理の基本方針を「環境への負荷の低減を図る」、「4Rを基調とした施策を進める」、「環境教育の充実を図る」、「住民・事業者・行政が協働してごみ処理に取り組む」、「安全・安心で確実な処理に取り組む」といった5つの方針を掲げている。

### a) ごみ減量等に係る目標

熊取町では、以下に示すとおりごみ減量等に係る目標を定めている。

● 家庭系ごみ発生量（集団回収量含む）	594.2g/人・日
● 事業系ごみ発生量	2,987t/年
● 公共施設ごみ発生量	499t/年
● 再生利用率	16%

「第2期 熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）」平成31年3月

### b) 目標達成時のごみ排出量及び処理量

表 2.3.5 及び表 2.3.6 に熊取町における目標達成時のごみ排出量及び資源化量・資源化率を示す。

表 2.3.5 目標達成時のごみ排出量（収集・運搬計画量）

単位：t/年

年度	家庭ごみ				事業系ごみ				公共施設ごみ			
	可燃	資源	粗大・不燃	計	可燃	資源	粗大・不燃	計	可燃	資源	粗大・不燃	計
H25	6,908	1,122	945	8,975	2,837	67	130	3,034	424	40	48	512
H26	6,905	1,116	973	8,994	2,899	71	146	3,116	449	35	66	550
H27	6,872	1,161	1,050	9,083	2,969	71	141	3,181	456	40	60	556
H28	6,761	1,132	1,034	8,927	3,049	64	132	3,245	445	34	56	535
H29	6,833	1,105	960	8,898	2,948	50	116	3,114	448	32	90	570
H30	6,784	1,109	921	8,814	2,928	54	125	3,107	435	32	90	557
R1	6,703	1,113	919	8,735	2,908	51	124	3,083	425	31	90	546
R2	6,627	1,111	913	8,651	2,888	49	123	3,060	415	30	90	535
R3	6,548	1,111	905	8,564	2,868	46	121	3,035	405	29	90	524
R4	6,470	1,111	898	8,479	2,848	44	119	3,011	395	28	90	513
R5	6,392	1,106	892	8,390	2,830	42	119	2,991	385	27	90	502

出典：「第2期 熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）」平成31年3月

表 2.3.6 目標達成時の資源化量

単位：t/年

項目	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	
総排出量	12,521	12,660	12,820	12,707	12,582	12,478	12,364	12,246	12,123	12,003	11,883	
資源化物 (注)	鉄類 (注)	144.0	143.0	173.0	170.0	155.0	150.0	149.0	147.0	147.0	146.0	145.0
	スチール缶	79.0	66.0	69.0	61.0	61.0	64.4	64.4	63.7	62.2	61.5	59.2
	アルミ類 (注)	19.0	18.0	20.0	21.0	26.0	20.1	20.1	19.9	19.5	19.2	18.5
	ペットボトル	110.0	111.0	101.0	122.0	123.0	119.1	119.1	119.1	119.1	119.1	119.9
	プラスチック製容器包装	323.0	299.0	354.0	337.0	333.0	323.3	325.9	325.9	326.7	326.7	326.7
	びん類	212.0	211.0	207.0	200.0	174.0	189.7	188.4	185.2	183.3	180.1	177.5
	紙・衣類	341.0	329.0	330.0	312.0	296.0	307.7	306.8	306.8	306.8	308.8	306.8
	新聞	98.0	95.0	99.0	93.0	81.0	89.1	88.8	88.8	88.8	89.4	88.8
	本	59.0	41.0	44.0	42.0	45.0	44.3	44.2	44.2	44.2	44.5	44.2
	ダンボール	111.0	123.0	108.0	99.0	95.0	102.6	102.3	102.3	102.3	103.0	102.3
	衣類	65.0	66.0	75.0	75.0	72.0	67.5	67.3	67.3	67.3	67.7	67.3
	紙パック	8.0	4.0	4.0	3.0	3.0	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
紙製容器包装	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小型家電	-	1	1	1	1	2	2	3	3	4	4	
合計	1,228.0	1,178.0	1,255.0	1,224.0	1,169.0	1,176.3	1,175.7	1,170.6	1,167.6	1,165.4	1,157.6	
資源化率 (%)	9.8	9.3	9.8	9.6	9.3	9.4	9.5	9.6	9.6	9.7	9.7	

集団回収量	914	725	772	742	697	774	781	789	796	803	811
資源化率 (%) 集団回収考慮	15.9	14.2	14.9	14.6	14.1	14.7	14.9	15.0	15.2	15.4	15.5

注) 鉄・アルミ：不燃ごみ及び粗大ごみから回収されるもの。

資源化物：資源ごみから回収されるもの。

出典：「第2期 熊取町一般廃棄物処理基本計画（中間見直し版）」平成31年3月

## (2) 施設整備に係る基本方針

新ごみ処理施設は、周辺環境への配慮を最も重視し、さらに安全・安定的な処理の確保、エネルギーの最大活用、循環型社会への寄与などを考慮し、「新ごみ処理施設整備基本計画」（令和3年3月、泉佐野市田尻町清掃施設組合）に示す以下の基本方針に基づいて整備する。

### 方針Ⅰ 周辺環境にやさしい施設

周辺への環境負荷を最大限低減するとともに、省エネルギーでごみ処理を行うことができる施設とする。また、公害の発生を防止するとともに、適正な運転を行っていることを明らかとするため、運転状況等を公開することとする。

### 方針Ⅱ 関連市町のごみを安全・安定的に処理できる施設

ごみ処理を安全に、安定的に継続して処理できる信頼性の高い施設とする。また、りんくうタウンや観光業からの事業系ごみについては、削減努力を行っていくが、増加する懸念もあり、これについても安定的に処理が可能な施設とする。

### 方針Ⅲ ごみのもつエネルギーを最大限活用する施設

ごみ処理に伴って発生するエネルギーを積極的に回収し、発電等による有効利用を図る。また、発電を行い、場内利用することで化石燃料の使用を抑制し、温室効果ガスの排出抑制に配慮する施設とするとともに、自立型の地域のエネルギー拠点となる施設とする。

### 方針Ⅳ 循環型社会に寄与する施設

循環型社会をリードする地域の拠点とし、ごみ処理過程で発生する素材等を資源化、再利用できる、循環資源の有効利用に寄与する施設とする。

また、将来の循環型社会形成に向けた環境学習を推進するとともに、ごみ処理に関する情報発信を行うことで、住民の意識向上に資する施設とする。

### 方針Ⅴ 災害に強い施設

これまでの大災害の教訓を踏まえ、地震等の対策を行い、避難所として活用する。

### 方針Ⅵ 経済性に優れた施設

将来的にごみ処理コストを抑制していくことが重要であり、建設時のインシヤルコストに加え、維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減に配慮した施設とする。

### (3) 事業（施設）の規模

エネルギー回収推進施設の規模等の概要は、以下に示すとおりである。

処理方式・炉数については、令和元（2019）年度の「新ごみ処理施設の処理方式検討委員会」における検討結果及びそれを受けた提言書において、稼働実績が多くより安定性の高い処理方式であるストーカ式焼却炉を選定している。検討委員会及び提言書における処理方式選定の考え方を以降に示す。

なお、処理方式の検討における施設規模は、既存施設である泉佐野市田尻町清掃施設組合及び熊取町環境センターにおける可燃ごみ量及び災害廃棄物に関わる施設規模、さらに泉佐野市におけるインバウンド需要を見込んだ今後の宿泊施設整備により発生する事業系可燃ごみの増加見込みを考慮し、240t/日（120t/日×2 炉）を想定している。

また、マテリアルリサイクル推進施設の規模は、計画年間処理量、実稼働率、計画月最大変動係数を考慮し、30t/日を想定している。

#### 1) 処理方式（ストーカ式）選定の複数案比較

以下の内容については、令和元（2019）年度での第1回「新ごみ処理施設の処理方式等検討委員会」の資料5-1及び第2回「新ごみ処理施設の処理方式等検討委員会」の資料5より引用し作成している。

##### 【i 処理方式選定の考え方】

可燃ごみの処理方式に関し一次選定では、表 2.3.7 に示すとおり、焼却についてはストーカ式と流動床式、焼却・熔融、メタンガス化、及びRDF化の4種類5処理方式を検討対象とした。

5つの処理方式のうち、焼却の流動床式については、経済性や処理残渣の処分ではストーカ式と同等ではあるが、表 2.3.8 に示すとおり全国的に近年の建設実績がないことから非選定とした。

焼却・熔融については、経済性で単純焼却に比べて劣る（建設・処理コストのうち特に熔融に要する処理コストが高くなる）こと、新ごみ処理施設稼働予定期間においては本組合での現状の焼却残渣（焼却灰）の最終処分体制が維持できるとの見通しから、当面は焼却灰を熔融処理する緊急性が低く処理後生成物の受入先利用も見込めないと判断し、さらに表 2.3.8 に示すとおり近年の建設実績はあるものの近畿圏での実績はないことから非選定とした。

RDF化については、処理後生成物（RDFやRPF）の受入先の見通しが確保できないこと、さらに表 2.3.8 に示すとおり全国的に近年の建設実績がないことから非選定としている。

引き続き二次選定では、残る2つの処理方式（ストーカ式とハイブリッド方式）について、判断根拠①～⑤を加味したうえで比較・評価した結果、表 2.3.7 に示すと通りの順位付けを行い、最終的に可燃ごみ処理施設の処理方式をストーカ式に選定した。

表 2.3.7 可燃ごみ処理方式選定の比較・評価

処理方式 評価項目	焼 却		焼却・溶融	メタンガス化	RDF化
	ストーカ式	流動床式	ガス化溶融式	ハイブリッド方式 (メタン発酵+焼却)	RDF施設 RPF施設
安全性・安定性 (近畿圏での建設・稼働実績 (過去 10 年間) を考慮)	◎	× (実績なし)	△ (近畿圏実績なし)	△ (全国的に少ない)	× (実績なし)
経済性 (建設・処理コスト、交付金、競争性)	○	○	△ (溶融処理費高い)	△ (競争性が低い)	△ (競争性が低い)
処理残渣の処分 (処理後生成物の受入先利用含む)	○	○	△ (溶融の必要性低く、処理後生成物の受入先無し)	○	△ (処理後生成物の受入先無し)
一次選定	選定	非選定	非選定	選定	非選定
計画ごみ質への適合	○	—	—	△	—
分別収集・運搬体制への適合	○	—	—	△	—
維持管理性 (メンテナンス等)	○	—	—	△	—
二次選定 (順位)	1			2	

備考) 一次選定では、評価項目で× (不適合) が一つ以上あるもの、○が一つ以上ないものを選定対象から非選定としたうえで、二次選定では、焼却 (ストーカ式)、メタンガス化 (ハイブリッド方式) の2つの処理方式を抽出したうえで、以下の5つの判断根拠を含めて比較・評価し最終的にストーカ式を選定した。

【可燃ごみ処理方式選定の判断根拠 (ストーカ式とハイブリッド方式の比較評価)】

- ① 本組合におけるごみ質は、厨芥類が比較的少なく、また、平均的な他自治体のごみ質に比べて繊維類が多い特徴があり、メタン発酵処理には不向きと考えられる。また、収集・運搬面について泉佐野市では家庭系可燃ごみと事業系可燃ごみを同じ車両で収集し搬入しているため、比較的厨芥類を多く含むと推測できる家庭系可燃ごみだけをメタン化施設へ搬入するには現在の分別収集・運搬体制の見直しが必要となる。
- ② 施設供用年度が、2030年度 (令和12年度) で現在 (2019年時点) から10年以上先であり、交付金交付要綱・取扱要領における現在のハイブリッド方式の優位性 (交付率 1/2) の確保は不明である。
- ③ 現在の技術提案依頼におけるメーカーの参加状況から、今後の入札公告時 (2025年度予定) において、ハイブリッド方式における競争性の確保が懸念され、現時点ではストーカ方式が優位である。
- ④ 現時点で、稼働しているハイブリッド方式のごみ処理施設の稼働期間が短く、特にメタン発酵設備のメンテナンス性の良否が不明である。
- ⑤ 施設建設に係る必須項目として環境影響評価の手続きが必要であり、2021年度 (令和3年度) には、処理方式・処理フローや施設規模を決定することとなるため、稼働実績が多くより安定性の高い処理方式が望ましい。

【ii 処理方式別の建設実績】

後述する施設規模の検討結果から、施設規模 240t/日として整理し、同規模（200～300t/日）施設の過去 10 年間の建設実績について調査した結果を表 2.3.8 に示す。

過去 10 年間の建設実績は、ストーカ式焼却炉が最も多く 14 件、次いで焼却・溶融（ガス化溶融）が計 8 件、ハイブリッド方式が 1 件となっている。

また、近畿圏での実績に絞ると、すべてストーカ式焼却炉を採用している。

なお、可燃ごみの焼却以外の処理方式として炭化や堆肥化、油化、飼料化が挙げられるが、同規模施設におけるこれらの建設実績はいずれも 0 件であった。

表 2.3.8 同規模施設（200～300t/日）の建設実績

	焼却		焼却・溶融（ガス化溶融）				メタンガス化	RDF化
	ストーカ式焼却炉	流動床式焼却炉	流動床式 ガス化溶融炉	シャフト式 ガス化溶融炉	回転式 ガス化溶融炉	その他 ガス化溶融炉	ハイブリッド方式 (メタンガス化施設 +焼却施設)	RDF施設 RPF施設
H21	・愛知県刈谷知立環境組合 ・宮崎県延岡市							
H22			・埼玉県川越市	・島根県松江市				
H23	・静岡県磐田市							
H24	・茨城県ひたちなか・東海 広域事務組合 ・神奈川県秦野市伊勢原市 環境衛生組合 ・兵庫県西宮市			・千葉県成田市	・茨城県常総地方 広域市町村圏事務 組合			
H25	・東京都ふじみ衛生組合 ・大分県別荘遠見地域広域 市町村圏事務組合							
H26	・富山高岡地区広域圏事 務組合 ・富崎県都城市						・山口県防府市	
H27	・三重県松阪市 ・熊本県熊本市		・青森県青森市	・佐賀県西部広域 環境組合				
H28	・長崎県長崎市			・埼玉県東埼玉資 源環境組合				
H29	・大阪府寝屋川市		・宮城県仙南地域 広域行政事務組合					
H30								
過去 10年 合計	14件 (うち近畿圏3件)	0件	3件	4件	1件	0件	1件	0件
評 価	◎	×	○				△	×

備考) 近畿圏における実績は、下線付きで示している。



## 2) 焼却炉数（2 炉）設定の複数案比較

以下の内容については、令和元（2019）年度の第 3 回「新ごみ処理施設の処理方式等検討委員会」資料 3-2 より引用し作成している。

### 【 i 炉数設定の考え方（まとめ）】

- ① ごみ処理施設の計画・設計要領で示される複数炉の 2 炉と 3 炉において、安定的な処理、環境保全、エネルギー回収についてはほとんど差異がない。
- ② 施設建設、運営管理の経済性及び事業候補地の敷地面積への適合性（2 炉の配置は可能であるが、3 炉の配置は困難となる）では、3 炉より 2 炉が有利となる。

以下の炉数設定の考え方により ごみ焼却施設の炉数は 2 炉 と設定する。

### 【 ii 炉数の考え方（予備炉のあり方を含む。）】

#### a) 炉数の考え方

施設整備規模と炉数の考え方について、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017 改訂版（公社）全国都市清掃会議）」の中では以下のとおり示されている。

○ 適正なごみ焼却施設の整備規模
施設規模はごみ焼却量に対して適正なものとする必要がある。
(1) 計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量は、将来人口並びに排出抑制及び集団回収等によるごみ減量効果等を的確に見込んで予測する。
(2) <u>ごみ焼却炉の数については、原則として 2 炉又は 3 炉とし、炉の補修点検時の対応、経済性等に関する検討を十分に行い決定する。</u>
(3) 施設の稼働率は 70%以上とする。ここで示す稼働率とは、計画年間日平均処理量を整備規模で除した係数である。
(4) <u>ごみピット容量は、安定的なごみ処理のために施設規模の 5～7 日分とする。</u>

#### b) 他市町における炉数構成の状況（施設規模 200t/日以上～300t/日未満）

炉数は、施設規模によって異なることから、環境省が公表している一般廃棄物処理実態調査結果（焼却施設の整備状況：平成 29 年度結果）に基づき、施設規模別の炉数の現況を表 2.3.9 のとおり整理した。

表 2.3.9 施設規模別の炉数（平成 29 年度実績）

200～300t/日の 焼却施設	1 炉	2 炉	3 炉	合計
全国	4 件 (3.3%)	82 件 (68.3%)	34 件 (28.3%)	120 件
近畿	1 件 (7.1%)	11 件 (78.6%)	2 件 (14.3%)	14 件

備考) 施設数には焼却炉（ストーカ、流動床）、ガス化溶融炉を含んでいる。

### c) 炉数の比較

2 炉と 3 炉における差については、年間操炉時間、環境性、エネルギー回収、経済性等が考えられる。これらの項目について比較した結果は表 2.3.10 (1) 及び (2) のとおりである。

表 2.3.10 (1) 2 炉と 3 炉の比較 (240 t /日規模の場合)

	2 炉 (1 炉 120t×2 基)	3 炉 (1 炉 80t×3 基)
(前提条件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間処理量は、いずれの炉数においても同じ量とする。</li> <li>ごみピット容量は、いずれの炉数においても 1 週間分程度の容量を確保する。</li> </ul>	
1. 安全に安心できる施設からの視点		
類似規模における採用実績	◎ 類似規模における実績は最も多い。 (全国ベース：約 68%) (近畿ベース：約 79%)	○ 類似規模における実績はやや少ない。 (全国ベース：約 28%) (近畿ベース：約 14%)
年間操炉計画	○ 1 炉点検時は処理能力が半分となる。このことから、年間操炉計画の調整が 3 炉時と比べて難しくなる。	◎ 1 炉点検時でも 2/3 の処理能力が確保できる。1 炉停止時の処理能力の低下が 2 炉と比較すると少ないため、年間操炉計画は調整しやすい。
故障時のリスク	○ 1 炉が故障した場合には、復旧するまでの期間は残りの 1 炉のみで運転を継続する必要があるとともに、処理能力は 1 日 120t しか確保できない。さらに、市町内の焼却施設は計画施設のみとなる。以上より、3 炉時よりも故障時のリスクがやや高い。	◎ 1 炉が故障した場合においても、復旧するまでの期間は残りの 2 炉で運転を継続でき、処理能力も 1 日 160t 確保できる。以上より、2 炉時よりも故障時のリスクが低い。
将来、ごみ量が減少した時の対応	○ 2 炉運転 (日量 240t) を行う日数が少なくなり、通常は 1 炉運転 (日量 120t)、ごみ量が多い時期のみ 2 炉運転 (日量 240t) となる。このことにより年間操炉計画の調整が 3 炉時と比べて難しくなることや、エネルギー回収量が減少するなど、3 炉時と比べて不利となる。	◎ 3 炉運転 (日量 240t) を行う日数が少なくなり、年間を通じて 2 炉運転 (日量 160t) が主体となる。このことにより年間操炉計画の調整が 2 炉時と比べて容易となることや、安定したエネルギー回収が可能となるなど、2 炉時と比べて有利となる。
2. 環境に配慮した施設からの視点		
環境性	◎ 十分な環境対策の実施により、排ガス成分等に大きな差は見られない。	◎ 十分な環境対策の実施により、排ガス成分等に大きな差は見られない。
3. 資源循環型社会に寄与する施設からの視点		
熱効率	◎ 3 炉と比較すると、1 炉当たりの規模は大きくなるため、熱効率の点で有利となる。	○ 2 炉と比較すると、1 炉当たりの規模は小さくなるため、熱効率の点でやや不利となる。
エネルギー回収	○ 1 炉運転時と 2 炉運転時のエネルギー発生量の差が大きいため、ボイラー設計点の設定が難しく、年間で回収できるエネルギー量は 3 炉時よりもやや少ない。	◎ 焼却炉の大きさは 2 炉構成時よりも小さいが、2 炉運転日数が多く安定した発電が可能のため、年間で回収できるエネルギー量は 2 炉時よりもやや多い。(数%程度)。

表 2.3.10 (2) 2 炉と 3 炉の比較 (240t/日規模の場合)

	2 炉 (1 炉 120t×2 基)	3 炉 (1 炉 80t×3 基)
4. 経済性とのバランスに考慮した施設からの視点		
建設費	○ 3 炉時と比較すると、1 炉分の機器 (焼却炉、ボイラー、送風機、ポンプ、配管等) が不要となり建屋もコンパクトとなるため、1 炉毎の施設規模の違いを考慮しても相対的に安価となる。	△ 2 炉と比較すると、1 炉分の機器 (焼却炉、ボイラー、送風機、ポンプ、配管等) や大きな建屋となるため、1 炉毎の施設規模の違いを考慮しても相対的に高価となる (約 20%程度:推定)。
維持管理費	○ 3 炉と比較すると、機器数が少ない分、点検費、補修工事費等 (人件費含む) は安価となる。	△ 2 炉と比較すると、機器数が多い分、点検費、補修工事費等 (人件費含む) は高価となる (約 20%程度:推定)。
5. 立地特性 (事業候補地) に考慮した施設からの視点		
設置スペース	◎ 3 炉と比較すると、機器数が少ないため、施設用地面積は小さくなるため、リサイクル施設を含め配置が可能。	△ 2 炉と比較すると、機器数が多くなるため、施設用地面積は大きくなる (約 30%程度:推定) ため、リサイクル施設を含め配置が困難。

### 3) 施設概要と施設規模

以上の処理方式及び炉数の選定結果を踏まえて、以下のとおり施設概要及び施設規模についての要約を表 2.3.11(1) から(2) 及び表 2.3.12 に示す。

なお、施設規模算定の考え方は、次頁以降の①から④で記載している。

表 2.3.11(1) 施設等の概要

項目	内容
種類	エネルギー回収推進施設
処理方式	ストーカ式焼却炉
施設規模（処理能力）	240t/日（120t/日×2 炉）
エネルギー回収率（目標）	21%以上
計画地盤高	約 101m
煙突高さ	GL+59m
処理対象物	可燃ごみ（一般廃棄物、災害廃棄物）
稼働日数・時間	280 日・24 時間
煙突吐出速度（想定値） <sup>注)</sup>	22m/s

注) 煙突吐出速度は、施設規模が同程度の一般廃棄物焼却施設（ストーカ式）の事例を参考に想定した。

表 2.3.11(2) 施設等の概要

項目	内容
種類	マテリアルリサイクル推進施設
施設規模（処理能力）	30t/日

表 2.3.12 施設規模（エネルギー回収推進施設）の内訳

項目	区分	施設規模	備考
①可燃ごみ（平時）	3 市町	212t/日	平時の施設規模
②災害廃棄物（可燃ごみ）	3 市町	21t/日	災害時の要施設規模 =①×10%
③上記計（①+②）	3 市町	235t/日（>233.2t/日）	
④観光業由来の事業系可燃ごみ	泉佐野市	5t/日	泉佐野市内の今後の宿泊施設の設置計画により、事業系可燃ごみの伸びを考慮したもの
⑤施設規模（③+④）	合計	240t/日	

## ①将来ごみ量の推計

3市町における過去のごみ排出量実績値（平成26年度から令和元年度）をもとに1人1日当たりの排出量を推計式により算出し、これに将来予測人口を乗じて、将来におけるごみ排出量の推計を行った。

## ②エネルギー回収推進施設の施設規模

エネルギー回収推進施設の施設規模は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領2017改訂版（社団法人全国都市清掃会議、財団法人廃棄物研究財団）」で示される次式により算出した。

$$\text{施設規模 t/日} = \text{計画年間日平均処理量 (t/日)} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

- ・実稼働率：0.767（年間実稼働日数280日を365日で除して算出）
- ・年間実稼働日数：280日＝365日－85日（年間停止日数）
- ・年間停止日数：85日  
＝補修整備期間30日＋補修点検期間15日×2回＋全停止期間7日  
＋起動に要する日数3日×3回＋停止に要する日数3日×3回
- ・調整稼働率：0.96（正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数とする。）

令和12年度の3市町の可燃ごみ排出予測量は50,687tであり、これにマテリアルリサイクル推進施設からの処理後可燃残さ量4,843t（マテリアルリサイクル推進施設の処理量に占める可燃残さ量の割合は、令和元年度実績のまま推移すると仮定）と、し尿処理汚泥量1,434tを加えた56,964tを年間処理量とする。

表 2.3.13 焼却処理対象量

（単位：t/年）

	令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
	実績値	予測値	予測値	予測値	予測値
可燃ごみ量	53,155	53,305	52,283	50,687	48,986
泉佐野市	40,988	40,912	40,138	38,987	37,796
田尻町	2,189	2,278	2,261	2,206	2,148
熊取町	9,978	10,115	9,884	9,493	9,042
可燃残さ量	4,975	5,048	4,975	4,843	4,696
選別由来	360	362	365	361	354
破碎・選別由来	4,615	4,686	4,610	4,482	4,341
し尿処理汚泥量	1,714	1,482	1,563	1,434	1,316
焼却対象量	59,844	59,835	58,821	56,964	54,997

備考）端数処理の関係から焼却対象量の合計値が合わない場合がある。

$$\text{計画年間日平均処理量 (3市町)} = 56,964\text{t} \div 365\text{日} = 156.1\text{t/日}$$

$$\text{施設規模 (3市町)} = 156.1\text{t/日} \div 0.767 \div 0.96 = \underline{212.0\text{t/日}}$$

ここで、国が示す「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針の改正について」（平成 17 年 5 月 26 日環境省告示第 43 号）によると、大規模な地震や水害等の災害時の廃棄物処理について、一定程度の余裕を持った施設整備を進めることを必要としていることから、「施設規模の 10%」を災害廃棄物処理に要する規模とした。

$$\begin{aligned} & \square \text{災害廃棄物処理に要する施設規模（3 市町）} \\ & = 212.0\text{t/日} \times 10\% = \underline{21.2\text{t/日}} \end{aligned}$$

よって、通常ごみ及び災害廃棄物の処理に対する施設規模は次のとおりとなる。

$$\begin{aligned} & \square \text{通常ごみ・災害廃棄物の処理に要する施設規模（3 市町）} \\ & = 212.0\text{t/日} + 21.2\text{t/日} = 233.2\text{t/日} \approx \underline{235\text{t/日}} \end{aligned}$$

さらに、泉佐野市において、将来におけるホテル増部屋数、稼働率等を考慮し、泉佐野市の観光業由来の事業系可燃ごみ（5t/日）を考慮した 240t/日（235t/日+5t/日） を現時点の施設規模とした。

$$\begin{aligned} & \square \text{泉佐野市の観光業由来の事業系可燃ごみを考慮した施設規模（3 市町）} \\ & = 235\text{t/日} + 5\text{t/日} = \underline{240\text{t/日}} \end{aligned}$$

### ③マテリアルリサイクル推進施設

マテリアルリサイクル推進施設の規模算出方法は、ごみ処理施設設計要領では具体的に示されていないため、「ごみ処理施設構造指針解説」（全国都市清掃会議）を参考に次式より算出した。

$\text{施設規模(t/日)} = \text{計画年間日平均処理量(t/日)} \div \text{実稼働率} \times \text{計画月最大変動係数}$ <ul style="list-style-type: none"><li>・実稼働率：0.668＝244 日（年間実稼働日数）÷365 日</li><li>・年間実稼働日数：244 日＝365 日－121 日（年間停止日数）</li><li>・年間停止日数：121 日＝土日休み（年 52 週×2 日）＋祝休日（年 13 日）＋年末年始（年 4 日）</li><li>・計画月最大変動係数：1.37（毎月のごみ量を示す指標で、年平均値に対して 37%増加した場合を想定したもの。平成 27 年度～令和元年度までの粗大ごみ搬入量実績から、各年度の計画月変動係数最大値の平均を算出した。）</li></ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考）稼働日 1 日あたりの稼働時間は、「ごみ処理施設整備の計画・設計要領(2017 改訂版)」より一般的な稼働時間として昼間 5 時間とする。

計画年間日平均処理量は、計画目標年次における粗大・不燃ごみの年間処理量の日平均値である。なお、年間処理量 5,105t は搬入量ベースの予測値である。

表 2.3.14 破碎処理対象量

(単位：t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
	実績値	予測値	予測値	予測値	予測値
泉佐野市	3,397	3,476	3,448	3,380	3,302
田尻町	323	322	320	313	305
熊取町	1,534	1,539	1,483	1,412	1,338
合計	5,254	5,337	5,251	5,105	4,945

備考) 端数処理の関係から合計値が合わない場合がある。

計画年間日平均処理量 (粗大・不燃ごみ) =  $5,105t \div 365日 = 14.0t/日$

3市町の施設規模を以下のとおり算定した。

施設規模 (粗大・不燃ごみ) =  $14.0t/日 \div 0.668 \times 1.37 = 28.7t/日 \approx 30t/日$

今後、3市町におけるごみ減量の推移や経済情勢の推移によっては、令和12年度に想定されるごみ量に変動が生じる可能性がある。施設規模は、今後最新の実績ごみ量データを適宜追加して見直すこととする。

したがって、今後のこれらの見直しに対応できるよう、現段階におけるマテリアルリサイクル推進施設の配置等の立案にあたっては規模を **30t/日** と設定して検討を行う。

#### ④ストックヤードの施設規模

ストックヤードの規模は次式により算出した。

<p>施設規模(m<sup>2</sup>) = 計画年間日平均保管量(t/日) × 想定保管日数(日)</p> <p>÷ 単位体積重量(t/m<sup>3</sup>) ÷ 積載高さ(m) ÷ 余裕率(%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定保管日数：14日と設定</li> <li>・ 単位体積重量：0.15t/m<sup>3</sup> (古紙・繊維類の一般的な単位体積重量として採用。)</li> <li>・ 積載高さ：1.5mと設定</li> <li>・ 余裕率：40% (保管面積の60%を作業スペース面積と想定し、残りの40%を余裕分とする。)</li> </ul>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

計画年間日平均保管量は、計画目標年次におけるストックヤード保管量の日平均とする。

表 2.3.15 3市町におけるストックヤード保管量

(単位：t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和7年度	令和12年度	令和17年度
	実績値	予測値	予測値	予測値	予測値
泉佐野市	611	700	689	656	622
田尻町	75	76	75	73	71
熊取町	349	344	331	316	299
合計	1,035	1,121	1,095	1,044	992

備考) 端数処理の関係から合計値が合わない場合がある。

$$\text{計画年間日平均保管量（紙・古着）} = 1,044\text{t} \div 365 \text{日} = 2.86\text{t/日}$$

3市町の施設規模を以下のとおり算定した。

$$\begin{aligned} \text{施設規模（紙・古着）} &= 2.86\text{t/日} \times 14 \text{日} \div 0.15\text{t/m}^3 \div 1.5\text{m} \div 40\% \\ &= 444.8 \div \underline{450\text{m}^2} \end{aligned}$$

今後、3市町におけるごみ減量の推移や経済情勢の推移によっては、令和12年度に想定されるごみ量に変動が生じる可能性がある。施設規模は、今後最新の実績ごみ量データを適宜追加して見直すこととする。

したがって、今後のこれらの見直しに対応できるよう、現段階における全体配置計画、建築計画等の立案にあたっては、ストックヤード施設規模を 450m<sup>2</sup> と設定して検討を行う。



#### (4) 環境保全目標

新ごみ処理施設における環境保全目標は次のとおりである。

##### 1) 大気

煙突から排出される排ガスの計画目標値は表 2.3.16 に示すとおりである。

計画目標値は、本組合での既存処理施設における公害防止基準値や近畿圏における近隣焼却施設での同基準値の設定状況を勘案して設定している。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）において定めている大気汚染物質（現在、設備構造基準にて規定するクロロエチレン、ベンゼン、ニッケル化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシド等）については、今後の濃度規制への変更の動向を見据え、必要に応じて濃度基準を設定する予定である。

表 2.3.16 排ガスの計画目標値

公害防止項目		計画目標値 <sup>注1)、注2)</sup>
排ガス	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	0.01 以下
	塩化水素 (ppm)	30 以下
	硫黄酸化物 (ppm)	50 以下
	窒素酸化物 (ppm)	50 以下
	ダイオキシン類 (ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> )	0.1 以下
	水銀 (μg/Nm <sup>3</sup> )	30 以下

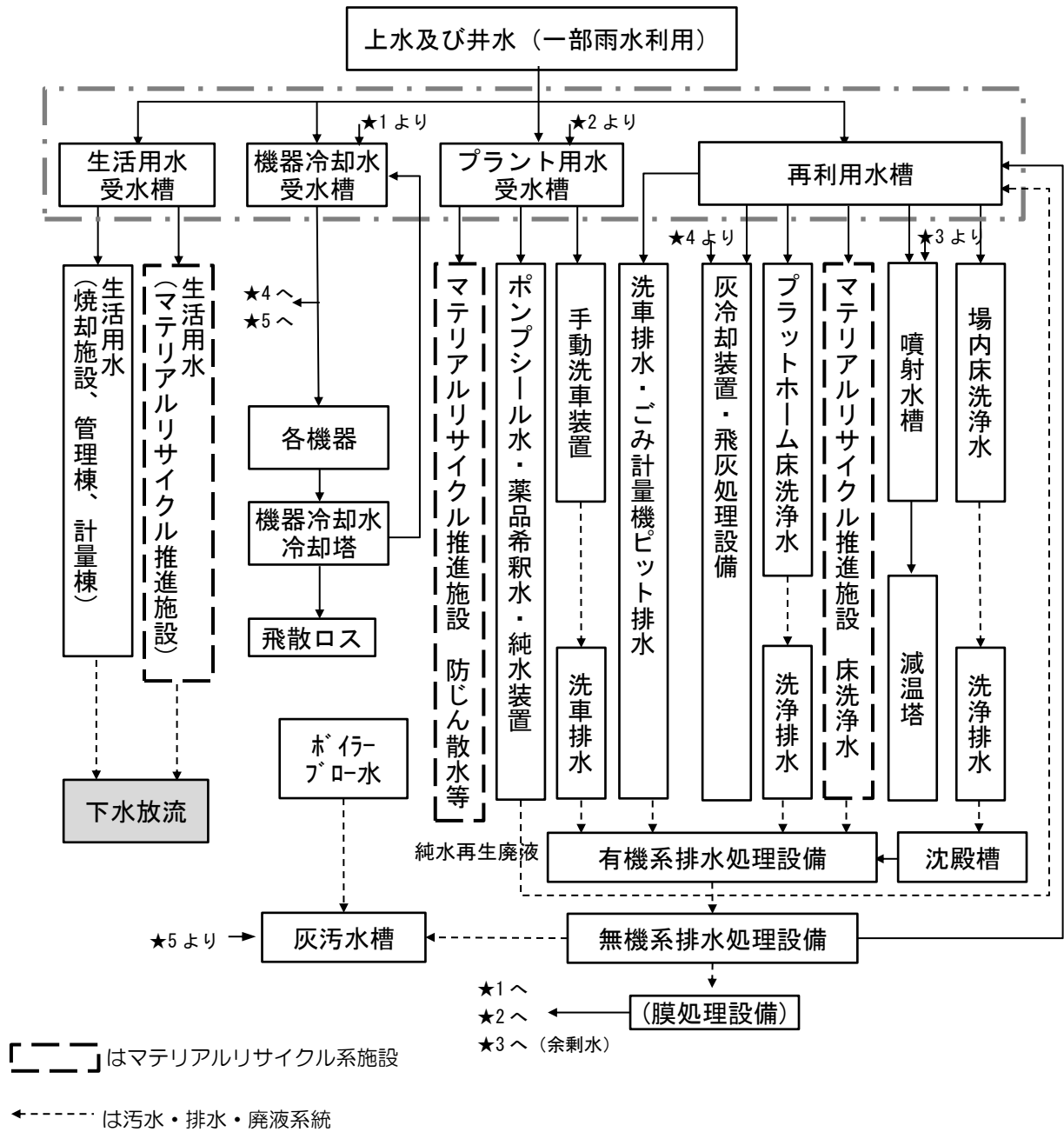
注1) 計画目標値は、2炉構成における1炉毎の目標値である。

注2) 計画目標値は、今後の施設基本設計により詳細を決定した上で設定する。

##### 2) 水質

本施設の水処理（給水・排水）フロー（案）を図 2.3.11 に示す。

プラント排水は、施設内で循環利用を図る方針であり、生活排水や余剰な排水については下水道放流を行う計画としている。また、排水量については、同規模のごみ焼却施設の事例を参考に約20t/日を想定している。また、排水水質については、表 2.3.17 に示す下水道排水基準を遵守して放流するものとする。



備考) 本処理フローは、今後の施設基本設計により詳細を決定した上で設定する。

図 2.3.11 水処理（給水・排水）フロー（案）

表 2.3.17 環境保全目標（下水道排水基準）

対象項目	特定事業場			その他事業場		
	50m <sup>3</sup> /日以上	30m <sup>3</sup> /日以上	30m <sup>3</sup> /日未満	50m <sup>3</sup> /日以上	30m <sup>3</sup> /日以上	30m <sup>3</sup> /日未満
カドミウム及びその化合物	0.03	0.03	0.03	0.1	0.1	0.1
シアン化合物	1	1	1	1	1	1
有機リン化合物	1	1	1	1	1	1
鉛及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
六価クロム化合物	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
ヒ素及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005	0.005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
トリクロロエチレン	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
テトラクロロエチレン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ジクロロメタン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
四塩化炭素	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
1,1-ジクロロエチレン	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	3	3	3	3	3	3
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02	0.02
1,4-ジオキサン	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
テトラメチルチウラムジスルフィド (チウラム)	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06	0.06
2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ) -S-トリアジン(シマジン)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
S-4-クロロベンジル-N, N-ジエチルチオカルバマート(チオベンカルブ)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
ベンゼン	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
セレン及びその化合物	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
ほう素含有量	10	10	10	10	10	10
ふっ素化合物	15	15	15	15	15	15
ダイオキシン類	10	10	10	10	10	10
フェノール類	5	5	5	5	5	—
銅	3	3	3	3	3	—
亜鉛	2	2	2	2	2	—
鉄(溶解性)	10	10	10	10	10	—
マンガン(溶解性)	10	10	10	10	10	—
クロム	2	2	2	2	2	—
BOD	600(300)	600(300)	—	600(300)	600(300)	—
SS	600(300)	600(300)	—	600(300)	600(300)	—
n-ヘキ	鉱物油	5	5	5	5	5
	動植物油	30	30	30	30	30
水素イオン濃度 (pH)	5.1~8.9	5.1~8.9	5.1~8.9	5.1~8.9	5.1~8.9	5.1~8.9
	(5.7~8.7)	(5.7~8.7)	(5.7~8.7)	(5.7~8.7)	(5.7~8.7)	(5.7~8.7)
窒素含有量	240(150)	—	—	240(150)	—	—
リン含有量	32(20)	—	—	32(20)	—	—
アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び 硝酸性窒素含有量	380(125)	—	—	380(125)	—	—
温度	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)	45(40)
ヨウ素消費量	220	220	220	220	220	220
色または臭気	放流先で支障をきたさないこと					

※亜鉛については暫定基準あり。

( ) 内は、製造業またはガス供給者にかかる基準

※単位はmg/L (pH、温度、ダイオキシン類、色または臭気を除く。)

：直罰基準

・下水道法に基づき、特定施設設置者(特定事業所)が違反した場合は、直ちに罰則を適用されます。(直罰規定)

：除害施設設置基準

・下水道法第12条及び第11に基づき、全下水道使用者に対し除害施設の設置が義務付けられます。

：本施設が対象となる下水道排水基準(予定)

出典：公共下水道へ接続の工場・事業場(泉佐野市ホームページ) 排除基準(排水基準)を一部加工。

(<https://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/jogesuidokyoku/jogesui/menu/1380170657332.html>)

### 3) 悪臭

対象事業実施区域は市街化調整区域に該当する。

大阪府では特定悪臭物質の排出濃度、もしくは臭気指数のいずれかの規制基準が適用されている。対象事業実施区域がある泉佐野市においては臭気指数による規制を適用している。新ごみ処理施設においては、同規制基準を遵守するものとする。

表 2.3.18 環境保全目標（悪臭）

敷地境界線における規制基準 (第1号規制)	臭気指数 10 以下
気体排出口における規制基準 (第2号規制)	排出口の高さに応じた臭気排出強度（排出口の高さ15m以上の場合）、又は臭気指数（排出口の高さ15m未満の場合）

### 4) 騒音・振動

対象事業実施区域は市街化調整区域に該当するため、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）及び関連条例等により、騒音は第2種区域の規制基準、並びに振動は第1種区域の規制基準を環境保全目標とする。

新ごみ処理施設においては、同規制基準を遵守するものとする。

表 2.3.19 騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	朝 (午前6時から 午前8時まで)	昼間 (午前8時から 午後6時まで)	夕 (午後6時から 午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日 の午前6時まで)
第2種区域	50dB	55dB	50dB	45dB

表 2.3.20 振動の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間 (午前6時から午後9時まで)	夜間 (午後9時から翌日 の午前6時まで)
第1種区域	60dB	55dB

## (5) 関係車両の主要運搬ルート計画

### 1) 現行の運搬ルート

現行のごみ収集車等の運搬ルートを図 2.3.12 及び図 2.3.13 に示す。

泉佐野市田尻町清掃施設組合ルートは主に国道 26 号を利用し、最終的な施設への搬入台数は最大で約 440 台/日となる。熊取町については、府道泉佐野打田線から町道朝代成合永楽線を経由し最終的な施設への搬入台数は最大で約 310 台/日となる。

### 2) 新ごみ処理施設整備時における将来の運搬ルート

新ごみ処理施設についての運行ルートを図 2.3.14 に示す。

将来の運搬ルートは、泉佐野方面、田尻町方面、熊取町方面からそれぞれ集約し、空港連絡道路沿いの国道 481 号を主ルートに上之郷 I C 北側付近の進入道路を経て対象事業実施区域にアクセスするルートを使用する計画である。

### 3) 将来の収集・運搬台数の推計

将来の新ごみ処理施設へのごみ収集・持込車両の運搬台数については、既往の 2 ケ所のごみ処理施設での搬入台数（泉佐野市田尻町清掃施設組合：約 420 台/日、熊取町：約 290 台/日、いずれも既往実績による年間日最大運搬台数による）をもとに現状の 1 台当りのごみ積載重量を一定として、現況に対する将来のごみ量の変化、及び計画搬入日数を勘案して推計した（表 2.3.21 参照）。

推計の結果、現況のごみ量に比べて将来ごみ量の増加は予測されていないことから日最大運搬台数は現況よりやや減少し、約 710 台/日になると推計された。

運行ルート別では、泉佐野市及び田尻町方面から国道 481 号を南下する車両は約 590 台/日（熊取町方面も含む）、府道日根野羽倉崎線を南下する車両は約 40 台/日、府道日根野羽倉崎線を北上して国道 481 号に合流する車両は約 80 台/日となり、新ごみ処理施設への日最大運搬台数は約 710 台/日になると予測している。

なお、土地区画整理事業による造成地を利用する車両のうち、対象事業以外の関係車両は、約 610 台/日の通行台数が想定されている。これらは、国道 481 号を経由する通行ルートを使用する予定である。

表 2.3.21 将来のごみ収集・運搬台数の推計（現時点）

項目	記号	現況実績（令和元年度）						備考 （実績）
		単位	現組合			熊取町		
			泉佐野市	田尻町	係数		係数	
年間運搬量	①	t/年	47,731	2,770		13,264		収集車両（委託・許可・直営）及び直接搬入（家庭系・事業系）を含む総ごみ量
			50,500			13,264		
年間運搬台数	②	台/年	83,195			41,418		収集車両（委託・許可）及び一般搬入車両を含む総搬入台数
1台1回当たり平均運搬重量	③	t/台・回	(0.607)			(0.320)		=①÷②
月間日最大運搬台数の年間平均	④-1	台/日	383	(1.43)		227	(1.70)	台数=実績より 係数（年間日平均に対する比率） = (④-1) ÷ (④-3)
年間日最大運搬台数	④-2	台/日	437	(1.63)		308	(2.31)	台数=実績より 係数（年間日平均に対する比率） = (④-2) ÷ (④-3)
年間日平均運搬台数	④-3	台/日	(268)			(134)		=②÷⑤
年間延べ搬入日数	⑤	日/年	310			310		収集車両及び一般搬入車両の両方の延べ搬入日数（組合実績）
項目	記号	将来推計（令和12年度）						備考 （将来）
		単位	現組合			熊取町		
			泉佐野市	田尻町				
年間運搬量	①	t/年	45,639	2,785		12,305		将来推計（総ごみ量）から設定
			48,423			12,305		
年間運搬台数	②	台/年	79,383			38,452		=①÷③
1台1回当たり平均運搬重量	③	t/台・回	<0.610>			<0.320>		将来も現況実績程度で積載すると設定
月間日最大運搬台数の年間平均	④-1	台/日	366			211		現組合 = (④-3) × 1.43（同実績） 熊取町 = (④-3) × 1.70（同実績）
年間日最大運搬台数	④-2	台/日	417			286		現組合 = (④-3) × 1.63（同実績） 熊取町 = (④-3) × 2.31（同実績）
年間日最大運搬台数【将来推計（採用値）】		台/日	<b>420</b>			<b>290</b>		上記④-2の推計値（10未満）を繰上げ
年間日平均運搬台数	④-3	台/日	256			124		=②÷⑤
年間延べ搬入日数	⑤	日/年	<310>			<310>		将来の搬入受入日数（現況実績程度で新組合として設定）
（参考）土地区画整理事業における関係車両の推定台数	台/日	小型車	110		大型車	502		泉佐野市提供資料より 関係車両の推定台数（片道）
		合計	610					

注1）現況実績欄のうち、（）付の数値は計算値。

注2）将来推計値のうち、〈〉付の数値は実績を考慮した設定値。

注3）月間日最大運搬台数と年間日最大運搬台数との差が大きいため、台数のより多い年間日最大運搬台数を将来推計値として採用。

注4）前出の図 2.3.6、図 2.3.8 及び表 2.3.13 に示しているし尿処理汚泥については、現状（令和元年度）において月変動・日変動は少なく平均的に日 2~3 台程度の焼却施設への搬入であり、将来（令和12年度）は発生量や搬入台数はさらに減少する見通しであることから、本表の将来推計の年間日最大運搬台数の変動幅に含まれると考えられるため、本推計においては個別には加算していない。

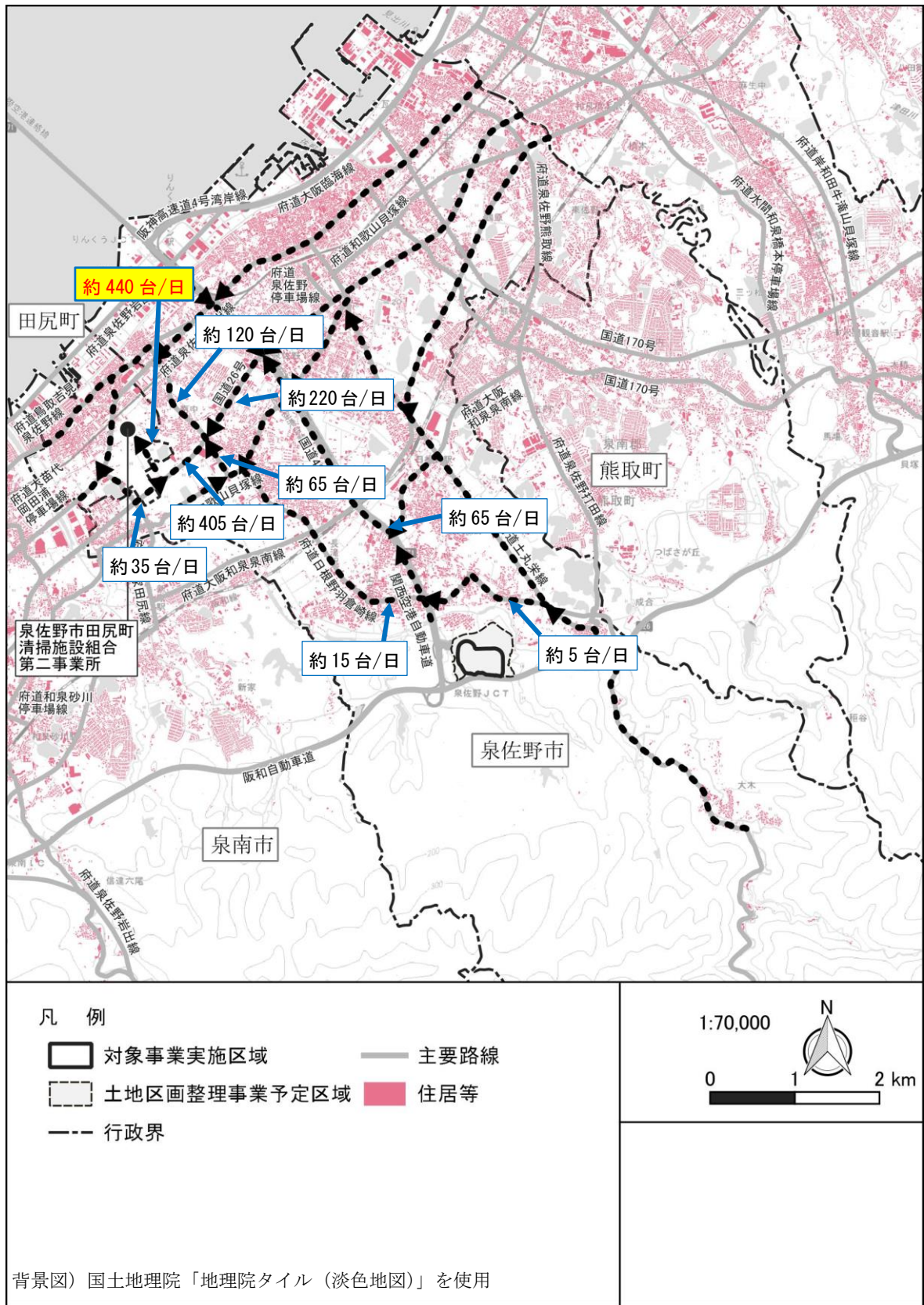


図 2.3.12 現ごみ処理施設（泉佐野市田尻町清掃施設組合第二事業所）の収集車の運行ルート

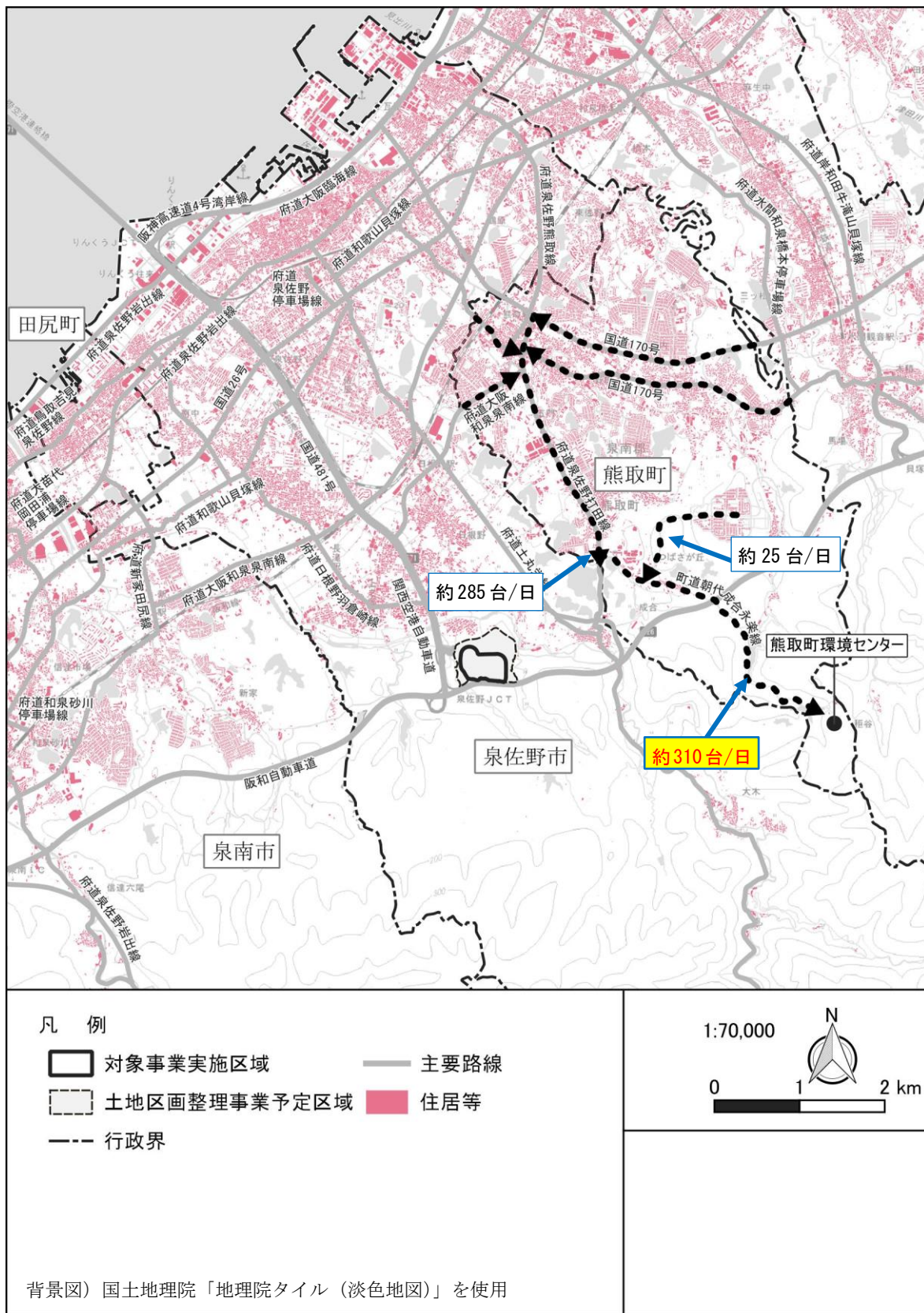


図 2.3.13 現ごみ処理施設（熊取町環境センター）の収集車の運行ルート



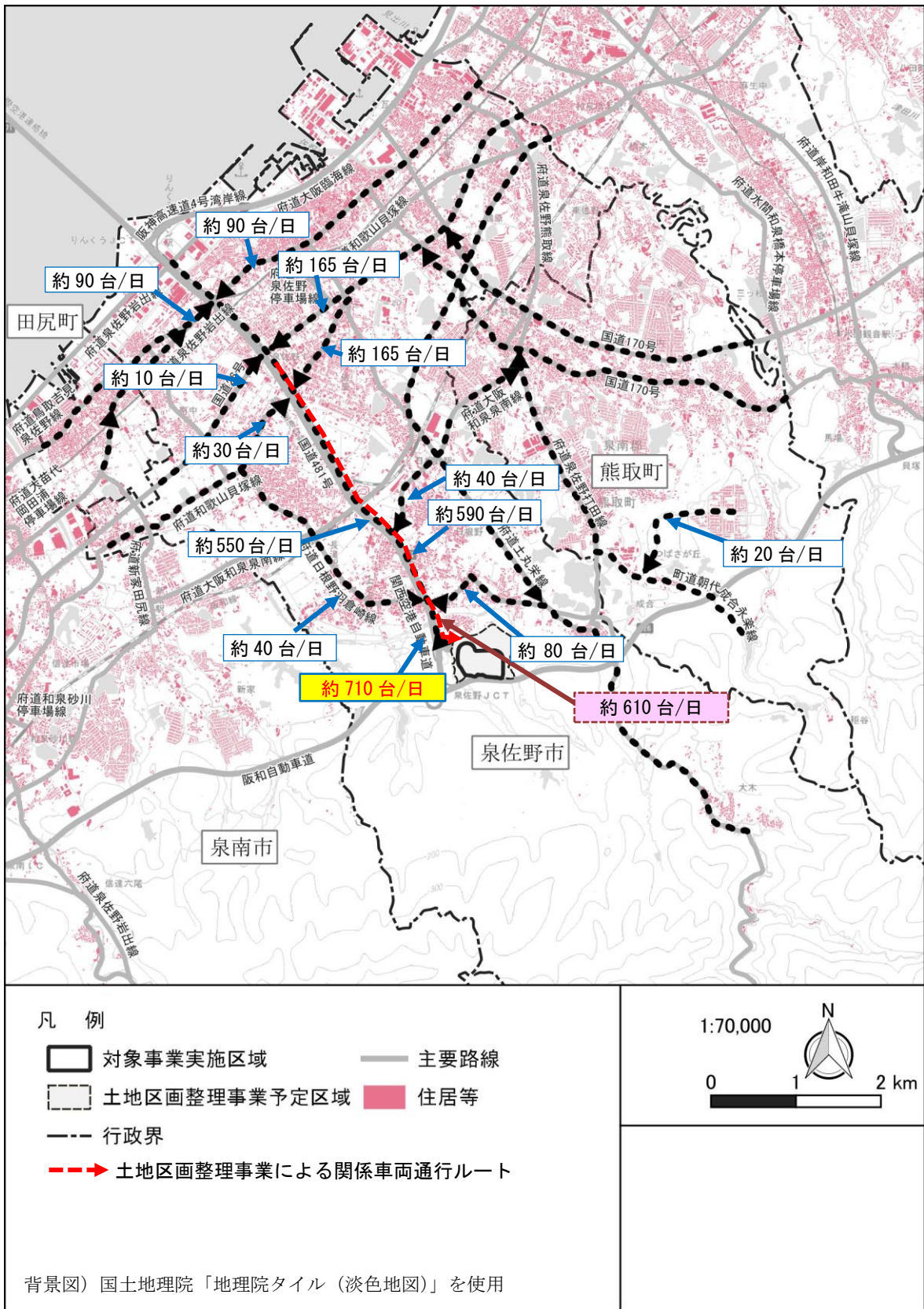


図 2.3.14 新ごみ処理施設の収集車の運行ルート及び土地区画整理事業関係車両の通行ルート

## (6) 環境配慮の内容

事業計画の策定において、事業計画に反映した環境配慮項目とその事項、環境配慮の内容、また、選定しなかった項目はその理由を整理し、表 2.3.22(1)から(5)に示す。

表 2.3.22 (1) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
1 基本的事項		
1-1 周辺土地利用との調和		
地域の環境計画の方針・目標等との整合を図ること。	○	本事業の実施にあたっては、大阪府、泉佐野市、田尻町、熊取町、泉南市の環境計画における方針・目標等との整合を図り、環境への負荷低減に努める。
事業に係る場所・規模・形状及び施設の配置・構造等の検討に当たっては、周辺地域の環境や土地利用との調和を図り、環境への影響を回避又は低減するよう努めること。	○	事業計画の施設計画・設計段階において、施設全体の景観が周辺の環境と調和するよう十分配慮した規模、意匠、色彩とする計画とする。
対象事業実施区域の下流域及び周辺地域において、上水取水池、農業用水利用、地下水利用等がある場合は、これらの利水への影響の回避又は低減に努めること。	×	計画施設からの排水等は外部へ流出しない下水道接続の計画であり、本事業で汚染物質が漏洩する可能性はないことから環境配慮事項として選定しなかった。
1-2 変更区域の位置・規模・形状の適正化		
土地の変更や樹木の伐採等を行う場合には、その変更区域の位置・規模・形状の選定に当たって環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	対象事業実施区域は、土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業では土地の変更や樹木の伐採等は行わないため、環境配慮事項として選定しなかった。
対象事業実施区域内での土工量バランスに配慮するよう努めること。	○	工事による発生土は、場内で再利用し切土・盛土のバランスを図る。
2 循環		
2-1 資源循環		
循環資源のリユース・リサイクルに努めること。また、発生土の埋戻しや盛土等への再利用の徹底など、同一工事や他の工事での再利用に努めること。	○	・工事に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に従い、適正な分別・再利用・再資源化に努める。また、これらが困難な廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に従い、適正な処理・処分を行うこととする。 ・施設供用に伴い発生する廃棄物はリユース・リサイクルの促進により発生量の減量に努め、上記同様に適正な処理・処分を行う。
建物・施設については、将来、解体の際に発生する廃棄物の減量化、リサイクルが容易にできるよう適切な資材の選定等に努めること。	○	建屋・プラントの設計は、解体時の分別が容易となる構造・材料とし、建設材料については、分離しやすく再生利用しやすい材料を用いる計画とする。
2-2 水循環		
雨水の有効利用、水の回収・再利用を図るなど、水の効率的利用に努めること。	○	本事業においては、施設場内に降った雨の一部を回収・貯留し、敷地内の緑地への散水、廃棄物収集運搬車両や場内設備等の洗浄水に使用すること、プラント排水は、施設内で循環利用を図ることで、効率的な水利用を図る。
雨水の地下浸透システムの導入、保水機能に配慮した土地利用を図るなど、雨水の貯留浸透・地下水涵養能力の保全・回復に努めること。	○	・建屋屋根部及び場内舗装部の雨水は上記の通り再利用を行う。 ・場内舗装は透水性舗装の使用の可否について検討するとともに、無舗装の外構植生部は地下浸透による地下水涵養能力の保全に努めた施設計画・設計とする。

表 2.3.22 (2) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
3 生活環境		
3-1 大気質、水質・底質、地下水、騒音、振動、低周波音、悪臭		
自動車交通による環境影響を低減するため、供用時における道路、鉄道等の交通網を考慮して、適切な交通アクセスを確保するよう努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業におけるごみ収集運搬車両及び事業者・住民の直接搬入車両や薬剤等搬入車両等は、周辺住居地区の生活道路は通行せず、指定する幹線道路を通行する計画とする。</li> <li>・ごみ搬入車両や通勤車両についても、走行速度の抑制やアイドリングストップを励行し、自動車交通による環境負荷の低減に努める。</li> </ul>
公共交通機関の利用促進、物流の効率化などにより、施設供用時に発生する自動車交通量の抑制に努めること。	○	施設供用時においては、職員及び施設関係者の通勤時に公共交通機関の利用を呼びかけ自動車交通量の抑制に努める。
施設で使用管理する車両については、低公害な車の導入に努めること。	○	・ごみ収集運搬車両等については、先進的な事例等も参考にEVを含めた低公害車の利用等について検討する。
施設の規模、配置及び構造の検討に当たっては、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害化学物質等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大気汚染については、排出規制値より厳しい目標値を検討することで十分な環境負荷の低減に努める。</li> <li>・水質汚濁については、施設から発生する汚水処理後の排水や場内法面の雨水排水は全て公共下水道に放流するために選定しなかった。</li> <li>・事業敷地内の全体施設配置については、周囲に適切な植栽を用い、かつ施設の敷地境界からの離隔距離を保てる配置とし、周辺施設への騒音・振動・悪臭等の低減に努める。</li> <li>・建屋の中にプラント全体を格納する構造とし、かつ騒音の大きな機器は独立した防音室内に設置、さらに建屋外壁は適度な遮音・減衰効果のある材料を採用し周辺への騒音の低減に努める。</li> <li>・屋外に設置する機器のうち騒音の大きな機器類は低騒音型の採用及び防音効果の高い遮音壁等で覆うなどにより、騒音の低減に努める。</li> <li>・大きな振動を発生する機器は、強固なコンクリート基礎への据付、防振ゴムの設置、独立基礎の採用など、振動の低減に努める。</li> <li>・ごみの受入れを行うプラットホームへの出入りにおいては、施設内の負圧管理及び臭気の漏れにくい施設構造とすることで悪臭の漏洩防止に努める。</li> </ul>
工事計画の策定に当たっては、周辺環境への影響の少ない工法の採用、低公害型機械の使用、裸地の早期緑化等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境影響の回避又は低減に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の策定にあたっては、各工事のピーク時期を考慮した工事工程の平準化、環境負荷の少ない工法の採用、低公害型機械や車両の使用等により、大気汚染、騒音、振動、粉じん、濁水等による環境負荷の低減に努める計画とする。</li> <li>・工事用車両は、走行速度の抑制やアイドリングストップを励行し、自動車交通による環境負荷の低減に努める。</li> </ul>

表 2.3.22 (3) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
3 生活環境		
3-2 地盤沈下		
地下水位の低下や地盤の変形が生じないよう配慮するなど、地盤沈下の防止に努めること。	×	施設稼働時は地下水の汲み上げの可能性があるが、対象事業実施区域は花崗岩質の丘陵地であり地盤沈下の懸念がないため選定しなかった。
3-3 土壌汚染		
土壌汚染の発生及び拡散防止に努めること。	×	対象事業実施区域について明治42年以降の地図や航空写真により工場等の汚染発生源となる施設の存在履歴を確認したところ、立地記録が確認されないことや、建設工事に伴う残土は場外搬出ししない計画としていることから選定しなかった。
3-4 日照障害、電波障害、反射光		
建物・構造物の配置・形状については、日照障害、電波障害、反射光に関する周辺環境への影響の回避又は低減に努めること。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 想定される近隣集落の位置関係は、煙突と北北西に約350m程度、北東に500m程度離れているが、日影が最も伸びる冬至の際にも、煙突実態高と施設配置計画から保全対象にかかる影は1時間未満となることから選定しなかった。</li> <li>・ 電波障害は、送信所と対象事業実施区域の位置関係から、周辺集落へのテレビ電波障害は想定されないことから選定しなかった。</li> <li>・ 反射光は、施設建屋の屋上部等に太陽光発電パネルを設置する可能性があるが、設置想定場所から見通せる範囲に住宅等の「まぶしさ」を懸念する建物・施設等がないことから選定しなかった。</li> </ul>
3-5 都市景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等について、周辺景観との調和や地域性に配慮した工夫を施すとともに、必要に応じて植栽等により修景することにより、良好な都市景観の形成に努めること。	○	建物の敷地内配置や色彩等、周辺景観（近接する土地区画整理事業地内の倉庫等建物、後背地に走る高速道路等の大型工作物）との調和や地域性に配慮する。

表 2.3.22 (4) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
4 自然環境		
4-1 気象・地象・水象		
土地の改変、建物・構造物の規模・配置・形状については、対象事業実施区域及びその周辺における風向・風速、気温、地形、地質、土質、河川の水量・水位、湖沼への流入水量・水位、海域の潮流・波浪への影響の回避又は低減に努めること。	×	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象については、局地気象に大きな変化を及ぼすような地形の改変及び高層構造物の建築はないことから選定しなかった。</li> <li>・本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業であり、土地の改変は行わないため、地形・地質への影響はないことから、地象については選定しなかった。</li> <li>・本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業であり、土地の改変や樹木の伐採等は行わないため、河川・湖沼・海域の水象に影響を及ぼすことはないことから、水象については選定しなかった。</li> </ul>
地下構造物の建設や地下水採取に当たっては、地下水脈への影響の回避又は低減に努めること。	×	本事業では、大規模な地下構造物の建設等による地下水への影響はないと考えられるため、環境配慮事項として選定しなかった。
4-2 陸域生態系・海域生態系		
土地利用や施設配置の検討に当たっては、生物多様性と多様な生物からなる生態系への影響の回避又は低減に努めること。また、水域と陸域との移行帯における生物多様性の保全も考慮にいとるとともに、水域とその周辺の陸域及び移行帯を一体と捉えた生態系機能の維持に努めること。さらに、重要な動植物の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、改変地の修復、移植・代替生息地の確保など適切な措置を講じるよう努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は、市街化調整区域内（現状）において土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業の実施により陸域生態系の影響は軽微であると考えられるが、残存緑地の陸生動物の生息環境及び陸域生態系が変化する可能性があることから選定する。</li> <li>・施設配置の検討に当たっては、生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努める。</li> </ul>
良好な緑地、水辺、藻場、干潟の保全と、多自然型工法の採用等による動植物の生息生育空間の創出に努めること。なお、緑地等の保全に当たっては、対象事業実施区域周辺の良好な環境との連続性に配慮するとともに、まとまりのある面積の確保に努めること。また、緑地帯における植栽樹種の選定に当たっては、現存植生及び自然植生に配慮すること。	○	対象事業実施区域は、土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業の実施により、良好な緑地、水辺等が減少することがないが、施設整備にあたっては可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
工事による粉じん、騒音、振動、濁水等が動植物の生育・生息環境に及ぼす影響の低減に配慮した工事計画の策定に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象事業実施区域は、土地区画整理事業により造成された用地であり、本事業の実施にかかる建設工事、工事用車両の活動については、工事時の散水、適正な工事車両の走行、沈砂池等の濁水処理施設の設置等により影響の低減に努める。</li> <li>・工事中は生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努め、コアジサシの繁殖などに留意し環境保全に努める。</li> </ul>
4-3 自然景観		
人工物の位置、規模、形状等については周辺景観との調和に配慮し、良好な自然景観の保全に努めること。	○	建物の敷地内配置や色彩、敷地外周部への植栽等、周辺景観との調和や地域特性に配慮する。
4-4 人と自然との触れ合いの活動の場		
緑地空間、親水空間等を保全するなど、人と自然との触れ合いの活動への影響の回避又は低減に努めること。	○	対象事業実施区域の付近には、泉佐野丘陵緑地や大井関公園があり、ごみ収集車等車両等の影響が考えられるため、影響の低減に努める。

表 2.3.22 (5) 本事業における環境配慮事項

環境配慮項目及び環境配慮事項	環境配慮の選定	環境配慮の内容及び選定しなかった項目とその理由
5 歴史的・文化的環境		
5-1 歴史的・文化的景観		
建物・構造物の配置・意匠・色彩等については、周辺の伝統的景観との調和に配慮し、必要に応じて植栽等により修景することにより、歴史的・文化的景観の保全に努めること。	○	対象事業実施区域の周辺には、日根神社及び日根荘遺跡が存在することから、伝統的景観との調和に配慮する。
5-2 文化財		
土地の改変や建物・構造物の設置に当たっては、文化財の保全に努めること。	×	対象事業実施区域には有形文化財は存在しない。また、対象事業実施区域内には埋蔵文化財が存在するが、本事業は土地区画整理事業後の造成地での事業であり、土地の改変は行わないため、影響は想定されないことから選定しなかった。
6 環境負荷		
6-1 温室効果ガス、オゾン層破壊物質		
省エネルギー型機器、コージェネレーションシステム、余熱利用、地域冷暖房の採用などエネルギーの効率的な利用や、太陽光など自然エネルギーの利用に努めること。また、温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	○	本事業においては、燃焼管理による排ガス量の抑制、温室効果ガスの排出の小さい空調・照明設備、コージェネレーションシステム、余熱利用設備、太陽光パネルなどの導入を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努める。なお、オゾン層破壊物質は排出しないため選定しなかった。
6-2 廃棄物、発生土		
事業活動により生じる廃棄物の発生抑制とともに、長期使用が可能な資材の使用に努めること。	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設置する施設機器に用いる資材は、可能な限り長期使用ができるものを採用する計画とし、事務所から発生する廃棄物は、可能な限りリユース・リサイクルし、減量化を図る。</li> <li>・ 建築材料については、極力、間伐材等の未利用資源や再生原料を用いたリサイクル資材の使用に努める。</li> </ul>
施設規模・土地改変面積の最小化や発生量を抑制する工法の採用等により、発生土の発生抑制に努めること。	○	ごみ処理施設本体の設置工事の際は、施設規模・土地改変（ごみピット等）掘削規模・改変面積の最小化や発生量を抑制する工法を検討・採用し発生土の発生抑制に努めるとともに、発生土は場内利用を行う計画とする。
発生土の処分及び仮置きに際しては、生活環境・自然環境への影響を回避・低減するように努めること。運搬に際しては、飛散流出の防止に努めること。	×	工事に伴う工事発生土については、先行する土地区画整理事業により造成工事が完了し、本事業の工事からは残土搬出は行わない計画であることから選定しなかった。



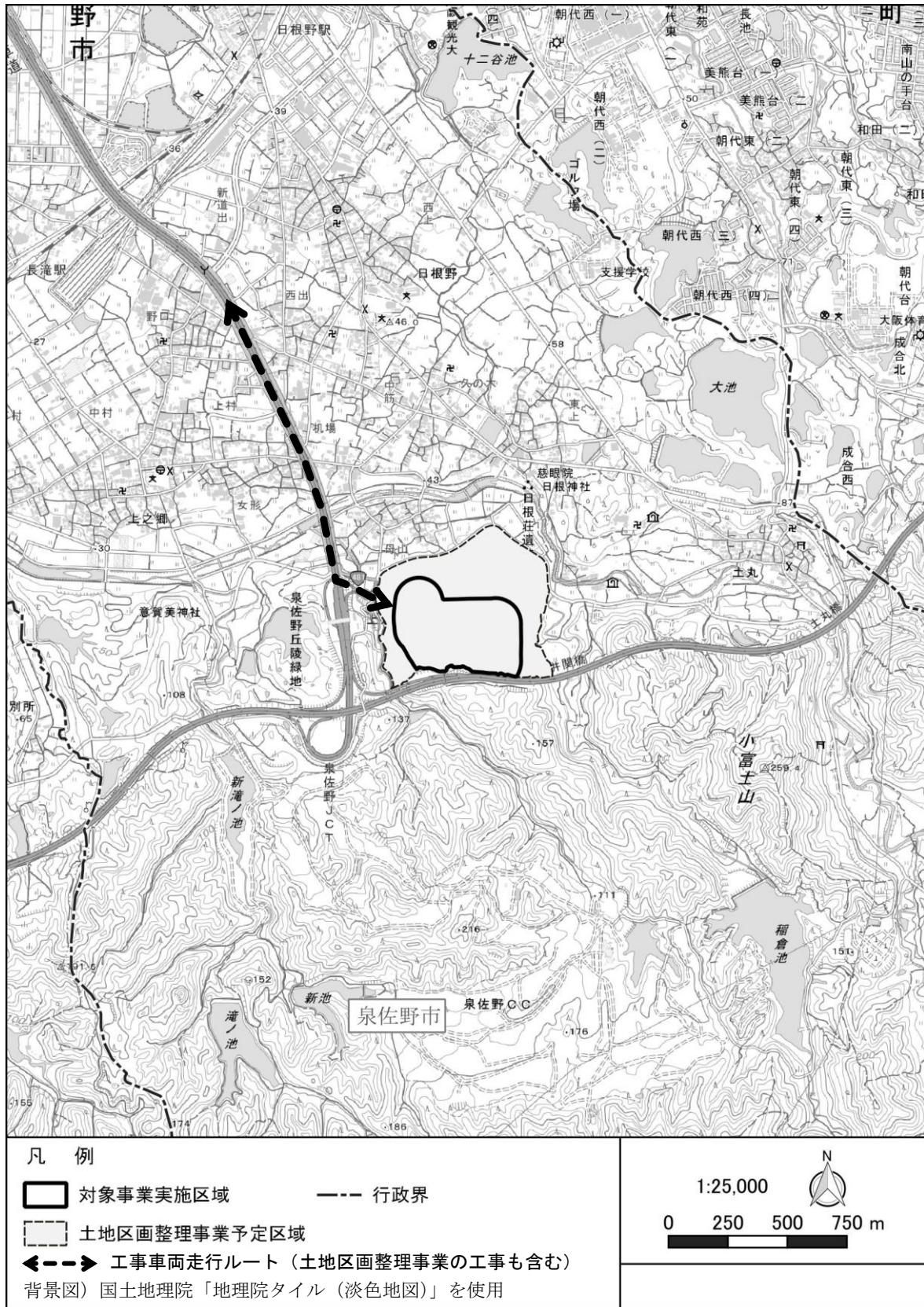


図 2.3.15 工事用車両の走行ルート



## (8) その他（防災対策等）

### 1) 施設構造

エネルギー回収推進施設及びマテリアルリサイクル推進施設は「(2) 施設整備に係る基本方針」に示す「災害に強い施設」を目指し、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」等に基づき、地震や津波発生時に倒壊、部分倒壊などの大きな損傷が発生せず、大規模な補修をせずに建築物を使用できるよう、人命の安全確保に加えて十分な機能保全が図られる耐震性能に余裕を持たせた施設とする。

### 2) 施設稼働

通常時の施設稼働においては、エネルギー回収推進施設とマテリアルリサイクル推進施設のそれぞれで以下の対応メニューを基本として計画する。

#### 【エネルギー回収推進施設】

- ごみピット内での防火対策としてのピット火災検知装置や放水銃等の防火設備の設置
- 建屋内延焼防止のための防火区画の設定と防火シャッターの設置
- 非常用発電機等による自立起動システムの構築 等

#### 【マテリアルリサイクル推進施設】

- 危険物（スプレー缶、ライター、電池・バッテリー等）の処理ごみ中への混在による処理・保管過程での爆発や火災の発生を防止するために以下の設備等を設置
  - ・ 破碎処理前の目視による除去回収
  - ・ 水蒸気や不活性ガスを用いた防爆装置の設置
  - ・ 処理工程中への火災検知器の設置 等

また、大規模災害発生時に備えて、特にエネルギー回収推進施設においては、安定的なごみ処理ができるように、「泉佐野市災害廃棄物処理計画 令和3年3月 泉佐野市」、「田尻町災害廃棄物処理計画 令和3年3月 田尻町」、「熊取町災害廃棄物処理計画 令和3年4月 熊取町」と整合を図りながら、以下の対応メニューを基本として計画する。

- 建築構造物の震災対策等
- プラント設備の安全停止（震度5強以上の揺れを感知した場合に焼却炉、ボイラー、タービン発電設備等を自動停止する二次対策防止の緊急停止システム）
- 継続運転可能なシステムの構築（自立起動や十分な用役（燃料・薬剤等）確保）
- 余裕ある焼却能力やごみピット容量の確保（災害廃棄物考慮、7日分以上確保）
- 敷地内への災害廃棄物仮置場スペースの確保 等
- 地域防災拠点としての機能の具備（災害時のエネルギー供給拠点を含む）

## 2.4 環境保全対策の実施方針

本事業の工事中及び供用時については、以下に示す環境保全対策を実施し、周辺地域の環境への影響を極力低減する方針である。本施設計画は方法書作成段階のものであり、今後更に検討を進め適宜見直しを行う。

なお、先行事業として実施される土地区画整理事業における車両台数や運行ルートなど調査に必要な内容を可能な限り共有し、今後、本事業で実施する陸域生態系などの調査結果を土地区画整理事業者と共有する等の連携を図りながら検討を進める。

### 2.4.1 工事中

#### (1) 大気汚染対策

- 1) 工事中の負荷が集中しないよう工事工程や使用する建設機械の台数等について調整を図る。
- 2) 建設機械等の稼働
  - ア 排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
  - イ 建設機械等の点検・整備を十分に行う。
  - ウ 粉じん飛散防止のため、工事区域での散水を行う。
  - エ 待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 3) 工事用車両の走行
  - ア 適正走行を徹底し、大気質の負荷を可能な限り軽減するよう努める。
  - イ 退場時にタイヤ洗浄を行い、対象事業実施区域周辺道路における粉じんの飛散防止に努める。
  - ウ 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。
  - エ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。
  - オ 工事用資材等の搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行計画により、車両数を削減するよう努める。
  - カ 走行ルートは、幹線道路を使用し、生活道路の通行を最小限とする。
  - キ 走行ルートの選定や走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。
  - ク 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

#### (2) 排水対策

- 1) 対象事業実施区域の建設工事中に発生する濁水対策としては、事業実施区域周辺の降雨強度をもとに整備する事業地沈砂池に一旦集水し、排水に含まれる土砂の沈砂を行った後、対象事業地まで整備予定の公共下水道に放流する。なお、公共下水道（雨水幹線）は10年に1度の大雨規模に耐えるよう設計・整備されるため、大雨時も安全に排水することが可能である。
- 2) 建設工事中に掘削したままの表土を長時間露出しないように工事区域を区切って施工し、法面にはシートあるいは法覆工で早期に養生を行い、土砂の流出を防止する。

- 3) 建設工事事務所から発生する生活排水及びし尿については公共下水道（南大阪湾岸流域下水道 中部水みらいセンター）に放流する。

### (3) 騒音・振動対策

- 1) 工事中の負荷が集中しないよう工事工程や使用する建設機械の台数等について調整を図る。
- 2) 建設作業に伴う建設作業騒音・振動
  - ア 低騒音・低振動型建設機械の使用に努める。
  - イ 建設作業時の騒音・振動の程度により、必要に応じて、防音フェンス等を設置する。
  - ウ 待機中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 3) 工事用車両の走行に伴う道路交通騒音・振動
  - ア 工事工程の調整により、工事用車両台数の平準化に努める。
  - イ 公道走行時は法定速度を遵守し、工事用道路では徐行する。
  - ウ 工事用資材等の搬出入量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行計画により、車両数を削減するよう努める。
  - エ 走行ルートは幹線道路を使用し、地域住民の生活道路の通行を最小限とする。
  - オ 走行時間帯の設定は、周辺道路の利用状況、住居の立地状況等に十分配慮して行う。
  - カ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。
- 4) 工事関係者の通勤車両の走行に伴う道路交通騒音・振動
  - ア 適正走行を徹底し、騒音・振動の影響を可能な限り軽減するよう努める。
  - イ 駐車中の不要なアイドリングや空ふかしをしない。

### (4) 廃棄物・発生土対策

- 1) 建設工事で発生する建設系廃棄物については、工法及び資材の選定及び再生資源を用いた建設資材の検討も行い、発生抑制に努める。
- 2) 施工段階においては資材の再利用に努めるとともに、最終的に発生する廃棄物については適正に処理・処分を行う。
- 3) 建設工事事務所等から発生する生活系廃棄物についても減量化に努める。
- 4) 発生土は対象事業実施区域内の盛土や埋戻し土として、極力場内での再利用に努め、場外搬出は行わない計画とする。
- 5) 土壤汚染対策法に基づき、土地の形質の変更に係る届出を提出する。なお、過去の地図や航空写真から土壤汚染の発生源となる施設の立地は確認されないが、仮に事業中に土壤汚染の可能性が確認された場合には、土壤汚染対策法や大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づき適切に対応する。

## (5) 自然環境への配慮

- 1) 施設配置の検討に当たっては、生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努め、工事中はコアジサシの繁殖などに留意し環境保全に努める。
- 2) 土地区画整理事業後の造成地での事業となるため、本事業の実施により良好な緑地、水辺等が減少することは想定されないが、施設整備にあたっては可能な限り周辺環境に配慮した緑地の確保に努める。
- 3) 工事中の粉じん、騒音、振動、濁水等については、低公害型建設機械の採用、工事中の散水、工事車両の適正な走行、沈砂池等の濁水処理施設の設置等により自然環境への影響の低減に努める。

## (6) 地球環境対策

- 1) 温室効果ガス等の排出量を削減するため、省エネルギー型の建設機械等の導入に努める。
- 2) 資機材の適正配置を行うことで、現場内運搬用の建設機械の省略及び使用量の削減を図り、CO<sub>2</sub>排出量の削減に努める。

### 2.4.2 供用時

#### (1) 大気汚染対策

##### 1) 煙突排出ガス

ア 焼却対象ごみの分別指導や焼却不適物混入防止の徹底、及び燃焼工程での燃焼状態の適正管理により、各種大気汚染物質の発生抑制に努める。

イ 各種の大気汚染物質について、以下の排ガス処理設備を導入するとともに、適切な運転維持管理（焼却設備の定期点検や定期補修等及び排出ガス分析計での日常的な排ガス排出濃度のモニタリング等）を行い、大気汚染物質の排出負荷を低減する。

##### ・ばいじん

運転自動制御による安定した連続運転を維持するとともに、捕集効率の高いろ過式集じん器（バグフィルタ）を採用し、高効率でばいじんを捕集・除去する。

##### ・硫黄酸化物（SO<sub>x</sub>）及び塩化水素（HCl）

除去率の高い乾式法（ろ過式集じん器前の排ガス経路において、アルカリ粉体の吹込みにより生成する反応生成物を乾燥状態で回収する方法）により、高効率で硫黄酸化物や塩化水素を捕集・除去する。

##### ・窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）

窒素酸化物の除去性能のみならずダイオキシン類の分解性能も高いとされる乾式法のうち、触媒脱硝法を基本として、窒素酸化物を分解・除去する。

##### ・ダイオキシン類

上記（ア）の焼却処理前の対策及び燃焼管理により発生を抑制しつつ、ばいじんと同様に捕集効率の高いろ過式集じん器（バグフィルタ）の採用のほか、活性炭吸着の追加導入も検討し、高効率でダイオキシン類を捕集・除去する。

- ・水銀

焼却ごみ由来で揮発、ガス化するが、塩化水素との結合やダイオキシン類との共存が知られることから、上記に示す乾式法やろ過式集じん器（バグフィルタ）の採用のほか、活性炭吸着等の追加導入も検討し、高効率で水銀を捕集・除去する。

- ・その他の有害物質（大阪府環境保全条例による）

現在、設備構造基準対象である有害物質（クロロベンゼン、ベンゼン、ニッケル化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシド）については、燃焼式処理装置のほか、ろ過式集じん機等の汚染防止措置を講じる。

## 2) ごみ収集車等の走行に伴う排出ガス

- ア 本施設周辺道路の現状交通量を勘案し、極力交通量のピーク時を分けるように走行台数を調整して平準化に努める。
- イ 走行ルート、走行時間帯等について、できるだけ走行台数の集中を回避するよう努める。
- ウ 収集方法及び積載の効率化（効率的な収集運搬ルートの設定、委託・許可車両の大型化の促進等）により、走行台数の削減に努める。
- エ 施設関係者車両については、低公害車等の積極的導入を図り、排出ガスの負荷を低減する。
- オ 事業関連車両の適正走行の徹底及び駐車中の不要なアイドリングの防止を図る。
- カ 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。

## (2) 排水対策

- 1) プラント排水は排水処理後、場内で再利用した上で、最小限の余剰水を下水道放流する。
- 2) 生活排水は施設内の水処理設備で処理した後、洗車排水、計量機排水、プラットホーム洗浄水とともに排水処理を経て、場内で再利用することで、下水道への放流量を抑制する。
- 3) 施設場内に降った雨の一部を回収・貯留し、敷地内の緑地への散水、廃棄物収集運搬車両や場内設備等の洗浄水に使用する。
- 4) 敷地内の雨水排水は、再利用水を除き、公共下水道への放流を予定している。公共下水道（雨水幹線）は、10年に1度の大雨に耐えるよう設計・整備されるため、大雨時も安全に排水することが可能である。
- 5) 場内舗装は透水性舗装の使用について検討するとともに、無舗装の外構植生部については地下浸透による地下水涵養能力の保全に努める。

### (3) 騒音・振動対策

#### 1) 工場騒音

- ア 基本的にごみ処理施設における機器等については、建物内に納めるよう努力し、また、大きな騒音を発生する機器（送風機・ファン類、蒸気タービン発電機及び各種破碎機等）についても、吸音材や防音扉等の防音措置を施した専用室内に配置するよう努力し、騒音対策を講じる。
- イ 屋外に設置する必要がある機器（蒸気タービン復水器等）については、できる限り低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じる。
- ウ 各種送風機・ポンプ類及び蒸気タービン発電機等の振動を発生する機器については、独立基礎の採用や防振ゴムの設置などの対策を講じる。

#### 2) ごみ収集車等の走行に伴う道路交通騒音及び振動

- ア 本施設周辺道路の現状交通量を勘案し、極力交通量のピーク時を分けるように走行台数を調整して平準化に努める。
- イ 走行ルート、走行時間帯、適正走行等の運行管理を徹底し、騒音等の負荷を可能な限り軽減する。
- ウ 収集方法及び積載の効率化（効率的な収集運搬ルートの設定の促進等）により、走行台数の削減を図る。
- エ 焼却灰等の搬出車両については、搬出量に応じた適正な車種・規格の選定や効率的な運行により、車両数を削減するよう努めるとともに、適正な走行管理に努める。

### (4) 低周波音対策

低周波音が発生する可能性のある蒸気タービン復水器用ファン等の機器は、低騒音型を採用し、機器置場周囲を防音効果の高い遮音壁や吸音ユニットで覆うなどの対策を講じる。

### (5) 悪臭対策

- 1) ごみ処理施設については、臭気の原因となるごみピットを投入扉でプラットホームと遮断し可能な限り密閉化する。また、ごみ収集車の出入りするプラットホームの出入口は、施設外部への臭気漏洩を防止するようエアカーテンや自動開閉扉の設置等の対策を講じる。
- 2) ごみピット内の空気は燃焼用空気等として吸引することで常に負圧に保ち、施設外部への臭気漏出を防止する。
- 3) 焼却炉稼働時には、ごみピット内の空気を燃焼用空気として燃焼炉内に吹き込み、850℃以上の高温で臭気を完全に熱分解する。
- 4) 1 炉運転時や定期点検等による全 2 炉停止時などの燃焼用空気吹込み量が低下・停止する場合には、ごみピット内臭気を活性炭方式等の脱臭装置による吸引・脱臭を行い、常時負圧を確保することで、確実に臭気漏洩を防止する。

## (6) 陸域生態系

- 1) 現地調査の結果をもとに、専門家等の意見を踏まえ、適切な対策を実施する。
- 2) 供用時は、排ガス処理設備の導入、ごみ収集車等の適正な走行により生物多様性と生態系への影響の回避又は低減に努める。

## (7) 景観対策

- 1) 建屋や煙突（外筒）の建築意匠について、色彩的には周囲の山林と調和する彩色やデザインとなるよう配慮する。
- 2) 建屋や煙突部については、直接見えにくくする配慮をするとともに圧迫感の緩和に努める。
- 3) 緑化計画について、造成計画の段階から法面の緑化を行い、平場には在来種を主体とした植栽による緩衝緑地帯を設け、かつ亜高木等植栽により建物を極力周辺から遮蔽できるよう、建物と自然が調和するような景観配慮に努める。

## (8) 廃棄物対策

- 1) ごみの減量や分別排出に対する啓発を行うことにより、ごみの減量化を図り、エネルギー回収推進施設から発生する焼却灰・飛灰やマテリアルリサイクル推進施設から発生する不燃残さを抑制し、最終処分場への搬入量の低減に努める。
- 2) ごみ処理施設内で発生する事業所ごみにおいても、ごみの減量や分別排出に努める。
- 3) 3市町のプラスチックごみゼロ宣言による取り組みを推進してプラスチックごみの発生抑制により焼却ごみ量の低減に努める。

## (9) 地球環境対策

- 1) ごみ焼却に伴う熱を回収して発電を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 2) 施設の機器導入に当たっては、可能な限り省エネルギー型とし、また照明器具についてはLEDの導入により二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 3) コージェネレーションシステム、余熱利用設備（新ごみ処理施設内・外）などの導入を検討し、温室効果ガスの排出抑制に努める。
- 4) ごみ処理施設等の屋上には太陽光パネルを設置するなど、施設内で使用するなどの省エネルギー化に努める。
- 5) 省エネルギーに配慮した効率的な施設運営を行うことにより、二酸化炭素排出の抑制に努める。
- 6) エネルギー回収推進施設に伴う排ガス中から二酸化炭素のみを分離して回収する設備（CCUS技術）等の環境に配慮した先駆的な設備の導入について検討する。